# 年 次 報 告 書

令和6年6月

参議院情報監視審査会

# 目 次

1	報告書の趣言及の対象期间 ······	1
2	審査会の任務・権限等	
	(1) 審査会の組織等	1
	(2) 審査会の任務・権限	2
	(3) 審査会の活動	
	(4) 審査会の保護措置	6
3	審査会の活動経過等	
	(1) 活動経過の概要	
	(2) 調査の経過及び結果	
	① 調査の経過	
	② 調査の概要	
	(ア) 第212回国会(臨時会)	
	(イ) 第213回国会(常会)	
	③ 主な指摘事項	
	(3) 審査の経過及び結果	
	(4) 委員派遣 ·····	
	(5) 特定秘密の提出・提示の要求	48
ľ	資料】	
•	(資料1) 委員名簿 ····································	51
	(資料2) 国会法、審査会規程等による保護措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(資料3) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(資料4)年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(資料5)「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」(令和5年2月2日、	
	審査会決定)及び「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を	
	受けて講じた措置に関する報告」(令和5年4月11日、防衛大臣より提出)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	(資料6) 委員派遣一覧	
	(資料7) 提示を受けた特定秘密一覧	

(資料8)	特定秘密の指定件数(各対象期間中)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
(資料9)	特定秘密の指定件数(各年末時点)	81
(資料10)	特定秘密の指定の解除の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(資料11)	特定秘密の指定の有効期間の満了の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(資料12)	特定秘密の指定の有効期間の延長の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(資料13)	特定秘密が記録された行政文書の保有件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(資料14)	各行政機関における適性評価の実施件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
(資料15)	適性評価の評価対象者が同意しなかった件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
(資料16)	適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数	86
(資料17)	特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	86
(資料18)	適性評価の結果等に対する苦情の申出件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
(資料19)	適性評価に関する改善事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
(資料20)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
,	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の	
根	腰 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	90
(資料22)	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について	
	由立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
(資料23)	特定秘密保護法のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図る	
た	_めの基準の骨子	94
(資料25)	各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和4年12月末現在)・・・・・・・・	95
(資料26)	関連年表	98

※ 本報告書中、政府から不開示情報として提供を受けた情報については黒塗りとしている。

# 1 報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)は、参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。)第22条第1項の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている。本報告書は、この規定に基づく報告であり、令和5年5月1日から令和6年5月31日までを対象期間としている」。

#### 2 審査会の任務・権限等

#### (1) 審査会の組織等

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度<sup>2</sup>(以下「特定秘密保護制度」という。)の運用を常時監視するため、国会法の改正等により設置された常設の機関である。

審査会は8名の委員で組織される<sup>3</sup>(審査会規程第2条)。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てられ<sup>4</sup>、本会議の議決により選任される<sup>5</sup>(同規程第3条)。委員は、選任後遅滞なく、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う(同規程第

- 3 委員名簿は資料1参照。
- 4 対象期間中の委員の会派構成は、以下のとおりである。

自由民主党 4、立憲民主・社民 1、公明党 1、日本維新の会 1、国民民主党・新緑風会 1 (令6.1.16~)

自由民主党 4、立憲民主・社民 1、公明党 1、日本維新の会・教育無償化を実現する会 1、国民民主党・新緑風会 1

5 第211回国会(常会)閉会後の令和5年9月15日、議長において委員3名の辞任が許可され、欠員となった。第212回国会(臨時会)召集日の同年10月20日、本会議において委員1名の辞任が許可された後、欠員となっていた3名と併せて新たに委員4名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。同国会閉会後の令和6年1月25日、議長において委員1名の辞任が許可され、欠員となった。第213回国会(常会)召集日の同月26日、本会議において新たに委員1名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。詳細は資料26参照。

<sup>1</sup> 令和6年4月26日に公表された海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案 (41~44頁等参照) の動きを可能な限り本報告書に反映させるため、本報告書の対象期間を同年5月31日までとすることとした。

<sup>2</sup> 特定秘密の保護に関する法律(以下「特定秘密保護法」という。)は、我が国の安全保障に関する情報のうち公になっておらず特に秘匿することが必要なもの(特定秘密)の保護に関し、必要な事項を定めている(資料23参照)。同法第3条第1項は、行政機関の長は、①別表に掲げる事項に該当する、②公になっていない、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である、という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するとしている。

4条第1項)。なお、会長は、審査会において委員により互選される(同規程第7条)。

委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる (同規程第16条)。また、審査会に審査を要請した委員会又は調査会の委員 長又は調査会長及び2名の理事は、議院の承認を得た上で(常任委員長は承 認不要)、審査会に出席し、発言することができる(同規程第17条)。

審査会の事務を処理させるため事務局を置き(同規程第31条)、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている(国会法第102条の18)。

# 

図1 情報監視審査会の組織

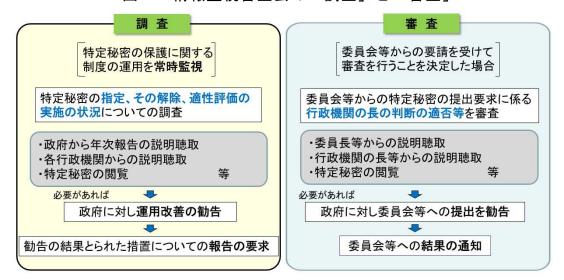
(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

#### (2) 審査会の任務・権限

審査会は、特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施<sup>6</sup>の状況についての「調査」と、委員会等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等の「審査」を任務としている(国会法第102条の13)。

<sup>6</sup> 特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員等について、各行政機関において、適性評価を実施し、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている(特定秘密保護法第11条、第12条)。

#### 図2 情報監視審査会の「調査」と「審査」



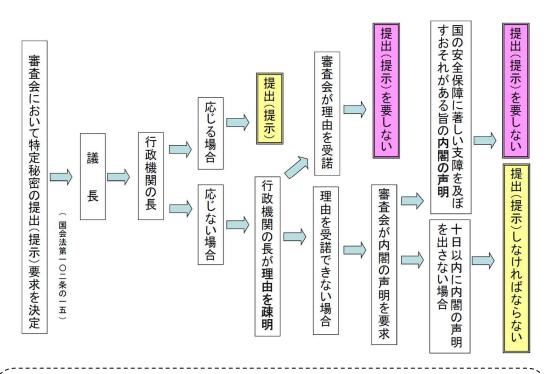
(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密の提出又は提示を求めたときは、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明が発出された場合等を除き、その求めに応じなければならないとされている(同法第102条の15第1項、第102条の17第2項等)。

また、審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置の報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている(同法第102条の16、第102条の17第5項)。

これら特定秘密の提出又は提示、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を経て行われる(審査会規程第20条、第21条)。

#### 図3 特定秘密の提出(提示)を要求する場合の流れ【調査の場合】



- 国会から特定秘密の提出を求められた場合、行政機関の長は、国会で保護措置が講じられ、会議が非公開で行われ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に限り、特定秘密を提供するものとされている(特定秘密保護法第10条第1項、国会法第102条の15)。
- 特定秘密保護法制定当時の国会論議<sup>7</sup>では、国会から特定秘密の提出を求められれば、極めて例外的な事例を除き、原則として保護措置を講じた国会に対し提供されるとされ、提供の適否は個別具体的に判断する必要があるが、提供されない例外的な事例としては、サードパーティールール<sup>8</sup>や人的情報源が特定される情報などが該当するとされた。

(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

<sup>7</sup> 第186回国会参議院議院運営委員会会議録第34号5頁(平26.6.19)、第186回国会衆議院内閣委員会議録第22号2頁(平26.6.4)

<sup>8</sup> 外国の情報機関等から提供を受けた情報について、提供元の承諾なく勝手に別の第三者に提供 してはならないという、情報交換を行う際の原則となる考え方(第186回国会参議院議院運営 委員会会議録第35号16頁(平26.6.20))

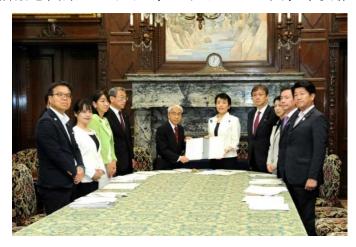
#### (3) 審査会の活動

特定秘密保護制度の運用を常時監視するために常設の機関として設置された審査会は、会期中・閉会中を問わず開会することができる(審査会規程第9条)。審査会は、基本的に、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室<sup>9</sup>において非公開で開かれ(同規程第11条、第26条)、会議録は各議員には提供されず、閲覧も委員と事務局職員に限られている<sup>10</sup>(同規程第29条第4項、第30条)。

審査会は、調査のため、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について特定秘密保護法第19条<sup>11</sup>の規定による政府の報告を受ける(国会法第102条の14)。また、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載したいわゆる年次報告書を作成し(随時、報告書を作成することもできる)、会長から議長に提出するものと定められている(審査会規程第22条第1項)。

審査会は平成27年3月から活動を開始しており12、これまでに8回、年次報

告書を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議で報告書の概要等について会長から口頭報告を行っている。なお、令和5年2月には、調査の結果、審査会として初めて、特定秘密保護制度の運用改善を求める勧告<sup>13</sup>を行った。



年次報告書の議長への提出(令5.6.2)

<sup>9</sup> 電磁波の漏えい、盗聴、盗撮を防ぐシールドルームになっており、入退室についても厳格に管理している。なお、審査会を公開で開く場合(会長互選や年次報告書の決定など)は、情報監視審査室以外の場所(議長応接室など)で開く。

<sup>10</sup> 正当な理由があると会長が認めた場合に限り、審査会の調査若しくは審査又はそれらの事務の処理に必要な範囲で閲覧できる。

<sup>11</sup> 政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。

<sup>12</sup> 審査会は、関係法規が施行された平成26年12月10日に設置され、平成27年3月25日の参議院本会議で委員が選任された。同月30日に委員の宣誓が行われた後、同日開かれた初回の審査会で会長が互選され、活動を開始している。

<sup>13</sup> 令和4年12月に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案を踏まえ、審査会は防衛大臣に対し勧告を行った。これを受け、令和5年4月、防衛大臣から勧告の結果とられた措置について報告が提出された。詳細については、資料5参照。

#### (4) 審査会の保護措置

平成25年に特定秘密保護法が制定されるに当たり、国会が特定秘密の提供を受けるための保護措置(特定秘密を保護するために講ずる人的・物的な措置)については、国会で検討し、必要な措置を講ずるものとされた(特定秘密保護法附則第10条)。これを受け、特定秘密等の漏えい防止を図るため、国会法や審査会規程等において、様々な保護措置が規定されており<sup>14</sup>、概要は以下のとおりである。

# 情報監視審査会の保護措置 図 4 特定秘密保護法 特定秘密の提供を受ける国会における保護措置は、国会において検討し、そ の結果に基づき必要な措置を講ずる(附則第10条) 審査会の保護措置 国会法等 審査会規程 審査会の職員の条件(適性評価) ・本会議による委員の選任 ・特定秘密の保管 ・他に漏らさない旨の宣誓・特定秘密の閲覧制限 特定秘密の利用者・知得者の制限 ・職員に対する適性評価の実施 ・ 適切な措置を講じた施設 ・ 会議録の原則非公表 会議の原則非公開 ・ 懲罰事犯の報告等 法規の細目等 内規・申合せ 施設管理、部外者への応接 ・ 特定秘密等の保護 会議録作成等 事務局の文書管理・電子機器取扱

(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

<sup>14</sup> 国会法、審査会規程等による保護措置は資料2、保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像については資料3参照。

# 3 審査会の活動経過等

# (1)活動経過の概要

国会回次	年月日 〔審査会回次〕	概 要
		・年次報告書案を年次報告書(令和5年6月)として議
		長に提出することを決定
第	令5.6.2(金)	・年次報告書(令和5年6月)についての本会議におけ
211	〔第4回〕	る報告を申し出ることを決定
回   国   会		・会長から年次報告書(令和5年6月)を議長に提出
		(尾辻参議院議長及び長浜参議院副議長出席)
(常会)	A.F. Q. F. (.F.)	・年次報告書(令和5年6月)について、会長が本会議
三	令5.6.5 (月)	において口頭報告
	令5.6.16 (金)	<ul><li>・政府の年次報告を受領</li></ul>
	令5.6.27 (火)	・ 内閣府独立公文書管理監報告の公表
	令5.11.10 (金)	・政府の年次報告について、高市国務大臣から説明聴取
第	〔第1回〕	
212		・政府の年次報告について、内閣官房(内閣情報調査
回国会		室)から補足説明聴取・堀井内閣府副大臣及び内閣官
会		房(内閣情報調査室)に対し質疑
臨	令5.11.15 (水)	・本審査会の年次報告書における指摘事項について、内
時会	〔第2回〕	閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理
		監から説明聴取・質疑
		・内閣府独立公文書管理監報告について、内閣府独立公
		文書管理監から説明聴取・質疑
第		・公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理
213 回 国 会		等に関する実情調査のため、委員派遣を実施すること
	令6. 2. 8 (木) 〔第1回〕	を決定
		・派遣先での公安調査庁の特定秘密の提示を要求するこ
(常会)		とを決定
		・特定秘密の管理について、防衛省(防衛政策局)から説
		明聴取・質疑

	<ul> <li>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況について、次の行政機関から説明聴取・質疑</li> <li>・防衛省(防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部)</li> <li>・防衛装備庁</li> <li>・国家安全保障会議</li> <li>・内閣官房(国家安全保障局、内閣情報調査室、事態対処・危機管理担当)</li> <li>・内閣府</li> <li>・警察庁</li> </ul>
令6.2.13 (火)〔第2回〕	<ul> <li>・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況について、次の行政機関から説明聴取・質疑</li> <li>・総務省</li> <li>・法務省</li> <li>・出入国在留管理庁</li> <li>・公安調査庁</li> <li>・経済産業省</li> <li>・海上保安庁</li> <li>・外務省(大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋 州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官 組織)</li> </ul>
令6.2.20 (火)	・公安調査庁(東京都)へ委員派遣を実施(特定秘密の提示あり)
	・特定秘密の管理について、防衛省(防衛政策局)から
令6.4.16 (火)	説明聴取・質疑
〔第3回〕	・高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締
ツァネ人口火の割井のよい。	めくくり的な質疑 のは、審査会の開会を伴わない。

<sup>※</sup> 審査会回次の記載のないものは、審査会の開会を伴わない。 ※ 調査の詳細については、(2)② 調査の概要を参照。

#### (2)調査の経過及び結果

#### ① 調査の経過

審査会の調査は、国会法第102条の13に定める設置の趣旨に鑑み、原則として、「行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査」を議題として行っている。そして、審査会では毎年政府から提出される「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(以下「政府の年次報告」という。)を踏まえ、調査を進めている。なお、審査会では政府から、政府の年次報告及び特定秘密指定管理簿<sup>15</sup>のほか、特定秘密指定書、特定秘密指定満了書、特定秘密指定解除書、特定秘密指定一部解除書及び特定秘密指定延長書<sup>16</sup>の提出を受けている。

今回の調査では、まず令和5年11月10日、高市国務大臣<sup>17</sup>から政府の年次報告(令和5年6月)について説明を聴取した。続いて同月15日、内閣官房(内閣情報調査室)から政府の年次報告についての補足説明(令和4年末時点で特定秘密の指定をしておらず、同年中に適性評価のみを実施した12の行政機関<sup>18</sup>における適性評価の実施の状況についての概要説明を含む)を聴取し、堀井内閣府副大臣<sup>19</sup>及び内閣官房(内閣情報調査室)に対し質疑を行った。また、内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監<sup>20</sup>から本審査会の年次報告書(令和5年6月)における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。さらに、内閣府独立公文書管理監から「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等<sup>21</sup>の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」<sup>22</sup>(以下「内閣府独立公文

<sup>15</sup> 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、 特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの(特定秘密保護法施行令第3条)

<sup>16</sup> 各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定された情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成される文書

<sup>17</sup> 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣

<sup>18</sup> 金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁及び環境省

<sup>19</sup> 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する大臣を補佐する副大臣

<sup>20</sup> 特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日(平26.12.10)に設置された。

<sup>21</sup> 行政文書ファイル管理簿(公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。)のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう(「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(以下「運用基準」という。) V1(3)。

<sup>22</sup> 内閣府独立公文書管理監 (これを長とする情報保全監察室の職員を含む。) は、特定秘密の指

書管理監報告」という。)(令和5年6月)の説明を聴取し、質疑を行った。その後、防衛省において、特定秘密の不適切な取扱事案が複数確認されたこと、これら事案の報告漏れが複数発覚したことを踏まえて情報保全に係る業務手続を改善したこと、また、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置<sup>23</sup>の運用改善を実施したことを受け、審査会は、令和6年2月8日、防衛省(防衛政策局)から特定秘密の管理について説明を聴取し、質疑を行った。次いで、同日及び同月13日の2回にわたり、令和4年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関(一部行政機関は担当部局ごと)から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った<sup>24</sup>。

また、令和6年2月20日、公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同庁への委員派遣を実施し、同庁の概要、業務等について説明聴取(特定秘密の提示あり)等を行った。

さらに、陸上自衛隊及び海上自衛隊において特定秘密の漏えいのおそれのある事案<sup>25</sup>が相次いで認知されたため、審査会の特定秘密保護制度の常時監視という責務に鑑み、それぞれ最終的な調査結果を待たずに、防衛省(防衛政策局)から報告を聴くなどの対応を行ってきた。その後、防衛省における調査が終了したことから、両事案の公表に先立ち、令和6年4月16日、特定秘密の管理について防衛省(防衛政策局)から説明を聴取し、質疑を行うとともに、これまでの調査を踏まえ、高市国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表するものとされている(運用基準V5(1)オ)。

<sup>23</sup> 防衛省は、令和4年12月26日公表の特定秘密等漏えい事案が元職員へのブリーフィングを通じて発生したことを受け、令和5年3月末から、元職員との面会、ブリーフィングを制限し、複数人での対応や事後報告を義務付けるなどの再発防止措置を講じてきた。

<sup>24 2</sup>月8日は防衛省、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府及び警察庁から、同 月13日は総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務 省から説明を聴取し、質疑を行った。

<sup>25</sup> 防衛省は、令和6年4月26日、海上自衛隊の護衛艦「いなづま」の当時の艦長が特定秘密の情報を取り扱う資格のない隊員1名を特定秘密取扱職員に指名し、戦闘指揮所(CIC)において特定秘密の情報を取り扱わせていた事案、陸上自衛隊北部方面隊隷下の部隊指揮官が特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密の情報を漏らした事案を公表した。

#### ② 調査の概要

(ア) 第212回国会(臨時会)

# 令和5年11月10日(金)第1回審査会

# 〇 政府の年次報告の説明聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告<sup>26</sup> に関する件について、高市国務大臣から説明を聴取した。

# 高市国務大臣の説明の概要

- ・ 政府の年次報告は、毎年、特定秘密の指定等の状況を政府が取りまとめ、 それに有識者<sup>27</sup>の意見を付して国会に報告するものである。本報告の対象 期間は、令和4年1月1日から同年12月31日までである。
- ・ 特定秘密保護法における行政機関は、令和4年末時点で28行政機関であり、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、同年末時点で20行政機関である<sup>28</sup>。
- ・ 令和4年中、9行政機関において44件の特定秘密が指定される一方、 指定の有効期間が満了したものはなく、8行政機関において40件の指定 の有効期間が延長された。また、1行政機関において1件の指定が解除 された。

さらに、政府全体で2万3,583件の適性評価が実施された。評価対象者が実施について同意をしなかった件数は2件であった。

このほか、令和4年12月26日に防衛省が公表した特定秘密等の漏えい

<sup>26</sup> 調査対象となった政府の年次報告(令和5年6月)の概要は、資料21参照。なお、特定秘密 の指定件数等の詳細は、資料8~20、25参照。

<sup>27</sup> 我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者であり、情報保全諮問会議の構成員である。なお、情報保全諮問会議とは、特定秘密保護法の適正な運用を確保するために開催される会議であり、平成26年1月14日、内閣総理大臣決裁により開催が決定された。

<sup>28</sup> 特定秘密保護法上の28行政機関は次のとおりである(このうち、下線を引いた20行政機関が指定権限を有する)。<u>国家安全保障会議、内閣官房</u>、内閣法制局、<u>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、</u>出入国在留管理庁、公安調査庁、外務 省、財務省、文部科学省、<u>厚生労働省</u>、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、 国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

事案<sup>29</sup>を重く受け止め、保全教育により、特定秘密の適正かつ厳格な保護 を改めて徹底した。

・ 令和4年末時点において、13行政機関において702件の特定秘密が指定 されており、特定秘密が記録された行政文書の保有状況は、政府全体で 61万3,728件となっている。

また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で13万2,567人となっている。

- ・ 内閣府独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、1件の是正 の求めがあり、当該行政機関において必要な措置が講じられた。
- ・ 審査会の年次報告書(令和3年12月及び令和4年6月)における政府 に対する「主な指摘事項」への対応状況について、本報告に記載してい る<sup>30</sup>。

また、漏えい事案に関し、令和5年2月2日に審査会が行った勧告について、防衛省から、同年4月11日にその結果とられた措置について報告し、同月19日に説明を行った。

- ・ 内閣府独立公文書管理監からの意見<sup>31</sup>については、内閣府独立公文書管理監から、漏えい事案を踏まえ、法のより一層適正な運用を改めて求める旨の意見等があった。
- ・ 第12回情報保全諮問会議に際し、有識者から示された本報告に関する 意見及び法の運用等についての意見を本報告に記載している<sup>32</sup>。
- ・ 審査会の年次報告書(令和5年6月)における政府に対する「主な指摘 事項」について、対応につき検討を行い、必要な措置を可能なものから 順次実施している。

<sup>29</sup> 海上自衛隊情報業務群(現・艦隊情報群)司令1等海佐が、既に退職した元自衛艦隊司令官 に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密を故意に漏らしたことが 判明した。同事案は、特定秘密保護法施行後初めての漏えい事案となった。

<sup>30</sup> 政府の年次報告(令和5年6月)29~34頁参照

<sup>31</sup> 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができるものとされている(運用基準V5(1)ウ)。

<sup>32</sup> 政府の年次報告(令和5年6月)34~39頁参照

# 令和5年11月15日(水)第2回審査会

#### (a) 政府の年次報告の補足説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人(内閣官房(内閣情報調査室))から補足説明を聴取し、堀井内閣府副大臣及び政府参考人(内閣官房(内閣情報調査室))に対し質疑を行った。

# 内閣官房(内閣情報調査室)の補足説明の概要

- ・ 令和4年末時点において、13行政機関で702件の特定秘密が指定され、 そのうち解除条件を設定しているものは192件である。
- ・ 令和4年中の内閣府独立公文書管理監による検証・監察の結果、防衛省 1件(特定秘密ではない情報のみが記録されている文書について特定秘 密の表示をしていると認めた事案)について、是正の求めがなされた。 既に当該行政機関において必要な措置が講じられ、内閣官房からも各行 政機関に周知を図っている。
- ・ 内閣府独立公文書管理監からは、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案の発生を受け、同様の事案を根絶するため、職員に対する教育の実施を通じ、法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 政府は審査会の求めに応じ、不開示情報を含めた説明や特定秘密の積極 的な提示を行うなど、引き続き真摯な対応を願う。
- ・ 防衛省の特定秘密の漏えい事案を踏まえた、関係行政機関における保全 教育の具体的な実施状況について伺う。
- 内閣情報調査室が作成し関係行政機関に提供した保全教育用の資料については、使用後の状況等を定期的に確認し、フィードバックを得て、改善を図ってほしい。
- ・ 安全保障環境の劇的な変化や経済安全保障等の新しい課題も生じている 中で、特定秘密保護法における行政機関について追加や除外を検討する ことが必要ではないか。

各行政機関における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数の推移について、年ごとの変動幅にばらつきがあるのはなぜか。

# (b) 本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項<sup>33</sup>に関する件について、政府参考 人(内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監)から説明を 聴取し、質疑を行った。

# 内閣官房(内閣情報調査室)の説明の概要

・ 漏えい事案の再発防止のための統一的な研修等の検討に係る指摘については、令和5年5月に開催された内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から、防衛省における再発防止措置を参考として特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう求めた。また、同年4月に実施した関係行政機関の会議においても、内閣情報調査室から同様の求めを行った。

さらに、内閣情報調査室から特定秘密保護法上の28行政機関に対し、 漏えい事案等の不適切事案に焦点を当てた教育資料を作成・提供し、保 全教育等に本資料を活用することを求めた。

防衛省における事案の再発防止措置を参考に、各行政機関において保護措置の改善がなされているかの確認を行うなど、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について政府全体としてより一層取り組んでいく。

漏えいを通報の対象とする通報制度の改善の検討に係る指摘については、 今後、運用基準の見直しも視野に入れ、特定秘密の情報漏えいについて も運用基準に基づく通報窓口において受け付けるよう制度の見直しを検 討していきたい。

#### 【主な質疑事項】

・ 漏えい事案についての情報提供も通報として受け付けることが可能に なれば、通報時の特定秘密の保全や情報提供者の保護も制度上担保され

<sup>33</sup> これまでの年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧は、資料4参照。このうち、 年次報告書(令和5年6月)における「主な指摘事項」は、71~72頁参照。

ることになる。通報制度の見直しについての検討状況と今後の検討スケジュールはどのようになっているか。

- ・ 防衛省において文書の不適切な取扱いが発生しており、その調査に非常に長い期間を要している。不適切事案が生じたときには、迅速に原因を追及した上で必要な対策を他の省庁にも共有するよう対応願う。
- ・ 情報漏えいにつながる人的ミスを防ぐための研修も重要であるが、人的 ミスを起こさないシステム設計となるような見直しも必要ではないか。
- ・ 秘密情報の管理について、どのような方法で他国の優良事例を調査研究 しているのか。今回、どういった国のいかなる事例を調査し、各行政機 関にどのように情報提供したのか<sup>34</sup>。同様の取組を引き続き行っていくの か。

# 内閣府独立公文書管理監の説明の概要

- ・ 審査会から指摘を受けた検証・監察の体制及び手法の改善については、 これまでに蓄積した知見を活用し、実地調査や説明聴取における手法の 改善を進めるなど、厳正な検証・監察に留意した上で、必要に応じ業務 の効率化を進めている。今後とも、検証・監察の実効性を確保しつつ、 更なる改善に取り組んでいく。
- ・ 不適切事案の発覚時の対応については、審査会からの指摘を踏まえ、行 政機関に対し、改めて、特定秘密保護法等の不遵守事案が認められた場 合における速やかな一報を求めるとともに、事案が発生した経緯や背景 も踏まえた上で、速やかな説明聴取、実地調査を行うよう努めている。 引き続き、不適切な事案が発生した際の確実な把握と迅速な対応に努め ていく。

# 【主な質疑事項】

・ 海上自衛隊の漏えい事案について検証・監察を実施したのか。また、防 衛省では特定秘密の取扱いが許可されていないパソコンで特定秘密を保 存していたなどの不適切事案が相次いでいるが、こうした事案について

<sup>34</sup> 審査会の年次報告書(令和4年6月)における指摘を踏まえ、内閣情報調査室から関係行政機関に対し、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例につき情報提供がなされている(政府の年次報告(令和5年6月)33頁参照)。

も実地調査や説明聴取等を実施しているのか。

#### (c) 内閣府独立公文書管理監報告の説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府参考人(内閣府独立公文書管理監)から説明を聴取し、質疑を行った。

# 内閣府独立公文書管理監の説明の概要

- ・ 本報告は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度を 対象期間としている。
- ・ 令和4年度中に検証・監察を行った特定秘密の指定は47件であり、いずれも適正と認めた。
- ・ 特定秘密の指定の有効期間の延長については、令和4年中に延長された 40件について適正と認めた。
- ・ 特定秘密の指定の解除については、令和4年中に解除された1件について適正と認めた。
- ・ 特定秘密の記録とその表示の検証・監察35では、防衛省の1部署において、特定秘密である情報が記録されているにもかかわらず特定秘密の表示をしていない頁があった点について是正の求めを行い(是正済み)、それ以外の28部署については適正と認めた。また、記録と表示とは別の検証・監察の過程で、外務省の1部署において、特定秘密である情報が記録されている文書に特定秘密の表示がされていなかったものについて是正の求めを行った(是正済み)。
- ・ 特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察<sup>36</sup>では、29部署について適 正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(廃棄の適否)の検証・監察では、内閣官房1件、内閣府1件、公安調査庁2件、防衛省

<sup>35</sup> 特定行政文書ファイル等の保存の検証・監察と同一機会を捉えるなどして、7行政機関29部署(内閣官房7部署、警察庁1部署、公安調査庁2部署、海上保安庁1部署、外務省3部署、防衛省14部署、防衛装備庁1部署)の文書等を対象に実施。

<sup>36 7</sup>行政機関29部署(内閣官房7部署、警察庁1部署、公安調査庁2部署、海上保安庁1部署、外務省3部署、防衛省14部署、防衛装備庁1部署。うち、都外機関等は6部署)を対象に実施。

- 1,052件のファイルについて、いずれも廃棄妥当と認め、各行政機関にその旨通知した。
- ・ 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察37では、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないと認めた。
- ・ 検証・監察に関する定量的指標として、令和4年度中の説明聴取、実地調査等の回数が107回、確認した特定秘密を記録する文書等の件数が8,308件、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ1万3,707件であった。
- ・ 令和4年度中、処理した通報の案件は0件であった。
- ・ 令和4年度中、これまでの検証・監察の手法を基礎として更なる改善に 取り組みながら、より実効性のある検証・監察の実施に努めてきた。引き続き、実地調査等を含め検証・監察を計画的かつ効率的に推進すると ともに、改善に取り組む方針である。今後とも、独立した公正な立場に おいて、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、その任務を誠 実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関 の職員の意識を高め、自浄作用を促進し、適正な運用の確保に取り組ん でいきたい。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置について、全て廃棄が 妥当、すなわち国立公文書館に移管するものでないと判断したのはなぜ か。
- ・ 実地調査には、全て内閣府独立公文書管理監も同席しているのか。また、 実地調査を行うに際し、対象となる行政機関をどのように選定している のか。
- ・ 情報保全監察室は何名体制か。検証・監察の対象件数が増加傾向にある かどうかも含めて、現状の体制で十分なのか。

<sup>37</sup> 保存期間1年未満の特定秘密文書を保有する6行政機関13部署(内閣官房3部署、警察庁1 部署、公安調査庁1部署、外務省1部署、防衛省6部署、防衛装備庁1部署)を対象に実施。

#### (イ) 第213回国会(常会)

# 令和6年2月8日(木)第1回審査会

#### (a) 委員派遣の決定

公安調査庁(東京都)における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を行うことを決定した。

#### (b) 特定秘密の提示要求

公安調査庁(東京都)への委員派遣の際に、公安調査庁が指定する特定秘密の提示を受けることができるよう、公安調査庁長官に対し特定秘密の提示を要求することを決定した。

#### (c) 特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人(防衛省(防衛政策局)) から説明を聴取し、質疑を行った。

# 防衛省 (防衛政策局)

#### 【説明の概要】

#### [特定秘密の不適切な取扱事案]

- ・ 令和2年3月及び同年12月、それぞれ1件の特定秘密文書(複製物) が所在不明であることを確認した。調査の結果、2件とも担当者の不適 切な管理により所定の手続を経ずに誤廃棄していたことが判明した。
- ・ 令和2年6月、令和3年4月及び同年10月、それぞれ特定秘密物件 (複製物)を担当者の誤操作等により誤廃棄したことを確認した。
- ・ 令和3年3月、特定秘密文書を誤って省秘の文書として複数作成し、うち1件について所定の手続を経ずに誤廃棄していたことを確認した。
- ・ 令和4年6月、特定秘密文書(複製物)について、担当者が自己の業務 処理遅延の発覚を恐れ、保管容器以外の場所で保管していたことを確認 した。
- ・ 令和4年9月、特定秘密を取り扱うことが許可されていないパソコンへの特定秘密データの保存、また特定秘密データの取扱いに関する内部規則に違反する行為を、それぞれ確認した。

- ・ 令和5年8月、特定秘密を取り扱うことが許可されていないパソコンで 特定秘密を含む資料を添付したメールを送信したことを確認した。
- ・ 以上9事案については、いずれも部外への特定秘密の漏えいはないことを確認した。

#### [情報保全に係る業務手続の改善]

- ・ 以上の特定秘密の不適切な取扱事案への対応に係る問題点を踏まえ、令和6年1月1日から、情報保全に係る業務手続の改善に向けた措置を2点講ずることとした。
- ・ 1点目は、特定秘密の不適切な取扱事案の報告が適時に行われていなかったことについて、いかなる事案が不適切な取扱事案に該当するのか内部規則の規定が明確ではなかったことから、各機関等において発生した事案は大臣への報告対象ではないとの誤った理解がなされていた。そのため、内部規則を改正し、大臣報告が必要となる事案を具体的に列挙することとした。例えば特定秘密電磁的記録の取扱いが認められていない電子計算機での特定秘密電磁的記録の取扱いや、特定秘密管理者の承認を得ない特定秘密文書等の作成若しくは廃棄である。
- ・ 2点目は、事案発生から各機関等による調査の終了までに長期間を要する原因の一つに、省としての進捗状況の管理が十分ではなく、現場部隊任せになっていたことがある。そのため、今後は、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報保全委員会において、調査の進捗状況の管理を行うことにより、可及的速やかな調査終了の徹底を図ることとした。

#### [特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置の運用改善]

- ・ 防衛省においては、特定秘密保護法施行後初となる漏えい事案が元職員 への情報部署に所属する職員によるブリーフィングを通じて発生したこ とを受け、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、令和5 年3月末から、情報部署に所属する職員のみならず、全職員を対象とし て、元職員との面会、ブリーフィングを制限し、複数人での対応や事後 報告を義務付けるなどの再発防止措置を講じた。
- ・ 再発防止措置の施行から約半年が経過した令和5年10月以降、各機関 等において制度が定着し適切に実施されているか、問題点はないかなど

を洗い出した上で、情報監視審査会からの勧告事項<sup>38</sup>との整合も含めて当該措置の実効性について検証した。

- ・ その結果、再発防止措置は、複数回の教育を通じて規範として全職員に 根付きつつあり、また、各機関等において元職員に適切に対応できている こと、情報保全に係る綱紀粛正を図る上で効果を発揮していることを確認 することができた。
- ・ 他方、日常的に元職員と接する募集・援護業務及び調達等関係業務に従事する職員や、小規模な部署において対応に苦慮している現実があることも判明した。具体的には、元職員との面会やブリーフィングを複数人対応することに伴い、職員の活動効率が低下しているほか、面会を断らざるを得ない状況も生起していた。これに加え、日常的に元職員と接する業務に従事する職員は、業務上必要な元職員との面会の事後報告書も作成しなければならないため、業務負担が過大となっていた。
- ・ このような検証結果を踏まえ、再発防止検討委員会で検討を行い、再発 防止措置の実効性を維持することを前提とした上で、令和6年1月1日か ら、2点の運用改善措置を講ずることとした。
- ・ 1点目は、情報部署以外の特定の職員による面会報告の簡素化である。 元職員と日常的に接する募集・援護業務及び調達等関係業務に従事する職 員については、元職員から秘密情報を要求されるなど、特異な働きかけが あった場合にのみその旨を各機関等の長に速やかに報告することとした。
- ・ 2点目は、元職員との面会やブリーフィングの際の対応の一部合理化である。改善後は、複数人での対応を原則としつつも、業務に支障を来すなど複数人で対応することができない場合には、職務上の上級者に事前の了解を得た上で職員が単独で対応できることとした。その上で、情報部署の職員に対する措置については、一切変更することなく維持することとしている。
- ・ 防衛省としては、引き続き、情報の漏えいや保全事故の根絶に向けて不 断の検討を行い、情報保全に万全を期す所存である。

<sup>38</sup> 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること等

#### 【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密文書の誤廃棄をどのように早期発見するのか。廃棄した文書の 内容を確認できるような機会は定期的にあるのか。
- ・ 特定秘密の取扱いを許可されているパソコンと許可されていないパソコンを明確に区別するなどの再発防止策は講じられているのか。
- ・ 大臣報告が必要となる特定秘密の不適切な取扱事案を具体的に説明願う。 また、大臣報告後は、速やかに審査会にも報告されるのか。
- ・ 元職員から特異な働きかけがあった場合にのみその旨を各機関等の長に 速やかに報告するとされているが、「特異な働きかけ」を狭く解し、報告 する必要はないと判断する可能性はないか。
- ・ 元職員との面会やブリーフィングを単独で対応できる場合が曖昧である ので、もう少し現場が分かりやすいように明示し、徹底した方が良いので はないか。

# (d) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和4年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、防衛省(防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部)、防衛装備庁、国家安全保障会議<sup>39</sup>、内閣官房(国家安全保障局、内閣情報調査室、事態対処・危機管理担当)、内閣府及び警察庁の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った(防衛省における適性評価の実施状況の概要は防衛政策局、内閣官房における適性評価の実施状況の概要は内閣情報調査室がそれぞれ説明)。

# 防衛省 (防衛政策局)

#### 【説明の概要】

防衛省本省は、令和4年末時点で399件の特定秘密を指定している。同

<sup>39</sup> 国家安全保障会議の特定秘密に係る説明・答弁は、国家安全保障会議の事務局である内閣官 房(国家安全保障局)が行っている。

年中に特定秘密の指定を25件、指定の有効期間の延長を20件、指定の解除を1件行った。指定の有効期間の満了は0件である。

- ・ 防衛政策局は、令和4年中に特定秘密の指定を23件(自衛隊の運用計画等関係8件、防衛省自らが収集した電波情報等関係7件、外国の政府等から提供された電波情報等関係3件、外国軍隊等の組織を見積もった情報関係1件、外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等関係1件、防衛力整備のための国内外の諸情勢の見積り等関係2件、防衛力整備のための防衛力の能力見積り等関係1件)、指定の有効期間の延長を17件行った。
- ・ 防衛省本省における令和4年中の適性評価の実施件数は1万9,857件 (行政機関の職員1万9,694件、適合事業者<sup>40</sup>の従業者163件)である。適 性評価の実施への不同意は2件、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれ も0件である。

# 【主な質疑事項】

- ・ 令和4年中の特定秘密の指定の理由の点検回数について、1回のものと 2回のものとの違いは何か。
- ・ 情報本部が収集整理した画像情報についての指定書の対象情報において 「独立行政法人の保有する」とあるが、独立行政法人が保有する衛星画像 データを、防衛省が特定秘密に位置付けることができるのか。
- ・ 特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者とできない者の割合及び その割合とする目安は何か。

#### 防衛省 (整備計画局)

#### 【説明の概要】

・ 令和4年中に特定秘密の指定を1件(滞空型無人機用連接装置の通信を 秘匿するために使用するソフトウェア暗号の規約関係)、指定の有効期間 の延長を2件、指定の解除を1件行った。

<sup>40</sup> 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものを「適合事業者」という(特定秘密保護法第5条第4項)。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 整備計画局では暗号鍵等の重要な指定が多いと思うが、令和4年中の指 定が1件であった理由は何か。
- ・ 指定の必要がなくなれば解除することは非常に重要であるところ、解除 の基本的な考え方について改めて確認したい。
- ・ 装備品に係る特定秘密については、耐用年数を踏まえた解除条件を設定 し、その時期に指定を解除することが必要であると考える。今後、こう した特定秘密に、解除条件を設定することもあり得るのか。

# 防衛省 (統合幕僚監部)

#### 【説明の概要】

・ 令和4年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を1件行った。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 令和4年中に指定した防-431<sup>41</sup>については、以前にも同種の情報が存在していたのではないか。なぜ、同年中に新たに指定をしたのか。
- ・ 自衛隊の活動内容等に関する指定の解除に当たっては、同種の活動内容 等が察知されないよう、どのように配慮しているのか。
- ・ 各部隊において特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者はどのく らいの規模で存在するのか。
- ・ 防衛省の特定秘密の保護に関する訓令では、特定秘密を伝達する際には、 あらかじめ特定秘密管理者の承認を得るとともに、伝達の相手方が伝達 しようとする特定秘密に係る特定秘密取扱職員であることを確認する旨 規定されているところ、どのように確認することを徹底しているのか。

<sup>41</sup> 識別番号「防-431」、指定の整理番号「18-202204-015-1pb-004」。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に提供される、 に関する情報

# 防衛装備庁

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で21件の特定秘密(装備品の性能情報12件、外国政府 から提供された情報7件、防衛諸計画の作成に必要な情報2件)を指定し ている。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を2件(英国から提供される秘匿通信システムに関する情報、英・伊国から提供される戦闘機関連技術開発に関する情報)行った。指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は1,025件(行政機関の職員274件、 適合事業者の従業者751件)である。適性評価の実施への不同意、同意の 取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 次期戦闘機日英伊共同開発プロジェクトに係る政府間機関及び共同企業 体において、我が国が提供する特定秘密の管理体制は整っているのか。
- ・ 適合事業者の講ずる保護措置について、防衛装備庁としてチェック体制 を整備しているのか。
- ・ 特定秘密保護法の整備が、共同開発プロジェクトの合意に大きく寄与したと評価してよいか。

# 国家安全保障会議、内閣官房(国家安全保障局)

#### 【説明の概要】

- ・ 国家安全保障会議は、令和4年末時点で9件の特定秘密(全て国家安全 保障会議の議論の結論)を指定している。同年中に特定秘密の指定を1件、 指定の有効期間の延長を1件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解 除は、いずれも0件である。
- ・ 国家安全保障会議の構成員は、特定秘密保護法上、適性評価を受けることを要しないとされている。
- ・ 国家安全保障局は、令和4年末時点で8件の特定秘密を指定しており、 いずれも令和3年末までに指定したものである。令和4年中に指定の有効

期間の延長を1件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。

# 【主な質疑事項】

- ・ 国家安全保障会議の指定する特定秘密は、指定書を見てもどのような事項が指定されたか分からない。令和4年中に新たに指定した安-9<sup>42</sup>について、可能な範囲で説明願う。
- ・ 特定秘密が記録された国家安全保障会議の会議録はどのように保秘、管理されているのか。
- ・ 官 $-1^{43}$ について、他の特定秘密のように、当該指定書の極秘文書としての指定期間の満了日が特定秘密の指定の有効期間の満了日となっていないのはなぜか $^{44}$ 。

# 内閣官房(内閣情報調査室)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で98件の特定秘密(情報収集衛星関係、外国政府等との協力関係、人的情報収集関係、国際テロ情報の収集のために用いられる 暗号等関係)を指定している。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を6件、指定の有効期間の延長を6件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。
- ・ 内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して行っている。 令和4年中の適性評価の実施件数は600件(行政機関の職員367件、適合 事業者の従業者233件)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下 げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

<sup>42</sup> 識別番号「安-9」、指定の整理番号「01-202201-001-24a(a)-001」。外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、令和4年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの

<sup>43</sup> 識別番号「官-1」、指定の整理番号「02b-201412-001-24a(b)-001」。平成26年1月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した国の安全保障に関わる事案に際して行う外国政府との協力その他の政府の対応方針の検討の内容

<sup>44</sup> 本質疑を受けて、後日、当該指定書の極秘文書としての指定期間の満了日は特定秘密の指定 の有効期間の満了日と同日とされた。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 情報収集衛星の運用が終了した場合、関連する特定秘密を解除するのか。 解除しない場合はその理由を説明願う。
- ・ 人的情報収集関係の特定秘密を毎年2件指定しているところ、仮に指定 を行わない年があれば、活動状況が推測される懸念があるのではないか。
- ・ 人的情報収集を行う際に、人的情報源とどのように接触を図るのか。
- ・ 経済安全保障に係るセキュリティ・クリアランス制度の創設に向けた検 討が行われる中で、特定秘密保護制度においても、適性評価の調査の一元 化等について運用基準で改善できるのであれば検討してはどうか。

# 内閣官房(事態対処・危機管理担当)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で2件の特定秘密(いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針)を指定している。いずれも平成26年12月末までに指定したものであり、その後、現在まで新たに指定した特定秘密はない。
- ・ 令和4年中の指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも 0件である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 令和4年には戦略3文書<sup>45</sup>が策定され、事態対処の分野においても海上 保安庁と自衛隊との連携協力等の議論が行われるなど事態が流動的に動く 中で、平成26年末以降、特定秘密を指定していないのはなぜか。
- ・ 事態対処・危機管理担当が保有する特定秘密文書には、最近作成された 文書も含まれるのか、過去に作成されたものが残っているのか。

<sup>45</sup> 国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の3文書。いずれも令和4年12月16日 に閣議決定された。

# 内閣府

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を1件(秘密軍事情報の保護のための秘密 保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(日米 GSOMIA)により、米国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情 報)行った。内閣府における特定秘密の指定はこの1件が初めてである。
- ・ 令和4年中の指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも 0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は61件(全て行政機関の職員)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

# 【主な質疑事項】

- ・ 2007 (平成19) 年に日米GSOMIAを締結したものの、内閣府は情報提供 を受けておらず、令和4年に初めて情報提供を受けたため、当該情報を 新たに特定秘密に指定したということか。
- ・ 令和4年中に指定した特定秘密と同種の情報提供がなかったのはなぜか。
- ・ 令和4年中に指定した特定秘密は、外務省及び防衛省においても、それ ぞれ特定秘密として扱われているという理解でよいか。

# 警察庁

#### 【説明の概要】

- 令和4年末時点で49件の特定秘密を指定している。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を4件(警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、スパイ活動等に関する情報、国際テロを実行するおそれがある個人や組織の動向等に関する情報、外国との情報協力業務等に関する情報)、指定の有効期間の延長を3件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は1,050件(警察庁214件、都道府県 警察836件)である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 令和4年中に指定の有効期間が延長された警-37、 $38^{46}$ では、一般的な記述ではあるが指定の解除条件が設定されている $^{47}$ 。このような解除条件であれば、令和4年中に指定した警 $-55^{48}$ についても解除条件を設定できたのではないか。
- ・ 近年は、毎年、国際テロリズムに関する情報と国内テロリズムに関する 情報を1件ずつ特定秘密として指定していたが、令和4年中に国内テロリ ズムに関する情報について指定しなかったのはなぜか。
- ・ 都道府県警察のみで保有されている特定秘密文書は、どのような情報に 関するものか。
- ・ 警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則では、警察 庁長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、特定秘密の指 定及び解除の状況等を報告するものとされている。どのような報告をどの ような形で行っているのか。また、これまでやり取り等があったのであれ ば説明願う。

<sup>46</sup> 識別番号「警-37」、指定の整理番号「19-201801-002-4ra-001」。平成30年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムに限る。)の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報

識別番号「警-38」、指定の整理番号「19-201801-003-4¤a-002」。平成30年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムを除く。)の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報

<sup>47</sup> 警-37、38には「対象団体・個人のテロリズムの実行の意思・能力について特段の措置を要する必要がないことが確認されたとき」との指定の解除条件が設定されている。

<sup>48</sup> 識別番号「警-55」、指定の整理番号「19-202201-003-4¤a-001」。令和4年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムに限る。)の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報

# 令和6年2月13日(火)第2回審査会

# ○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和4年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省(大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織)の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った(外務省における適性評価の実施状況の概要は大臣官房が説明)。

# 総務省

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で11件の特定秘密(全て在日米軍が使用する周波数に 関する情報)を指定している。
- ・ 在日米軍の電波の使用は、日米が使用する電波の混信防止の観点から、 総務省と在日米軍との間で必要な調整を実施している。総務省は在日米軍 との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち米国政府が SECRETに分類している文書を特定秘密文書としている。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定はなく、指定の有効期間の延長を1件行った。指定の解除は0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は61件(全て行政機関の職員)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

・ 指定の有効期間の延長を行った1件について、在日米軍より特段の扱い を求められなくなったときとの解除条件が付されているが、具体的にはど のような場合が想定されるのか。

- ・ 令和5年1月に指定の解除を行った総-3<sup>49</sup>については、現在も関連する設備の運用が行われているが不都合はないのか。
- ・ 電子データで保存する特定秘密の保護、管理についてどのような対策を 講じているのか。

# 法務省

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で1件の特定秘密を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除含む)は、いずれも0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は6件(全て行政機関の職員)である。 適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0 件である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 法-1<sup>50</sup>の特定秘密文書数は平成30年から3件で全く変わっていない。 従来から同じ文書が保管されているのか、文書は入れ替わっているのか。
- ・ 法務省とその外局である出入国在留管理庁が同じ特定秘密を指定しているのは、それぞれの必要によるものと思われるが、両者はどのような関係にあるのか。
- ・ 検察庁はテロリズム、スパイ等についても捜査を行い、起訴の対象となれば、特定秘密に該当する警察が保有しているような文書も取り扱うことになる。検察庁も特定秘密保護法上の行政機関に位置付けるべきではないか。

について平成25年5月及び平成26年2月に作成された

我が国の政府が講ずる措置又はその方針

<sup>50</sup> 識別番号「法-1」、指定の整理番号「08m-201412-1-2pb-1」。

# 出入国在留管理庁

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で特定秘密の指定は1件であり、これは入国管理局時代 に管理していた特定秘密文書について、当庁設置を契機に法務省から提供 を受けたものである。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は12件(全て行政機関の職員)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 保管されている特定秘密文書数は3件のままである。出-1<sup>51</sup>の政府の 方針等について見直す必要はないと判断しているということか。
- ・ 出入国在留管理庁の情報分析官は海外の関係機関と情報交換を行い、テロリズム、スパイに関する情報も収集していると思うが、特定秘密の新規 指定は行われていない。情報交換は十分にできているのか。
- ・ 出入国在留管理庁が設置の際に法務省から提供を受けた特定秘密は全て 文書であって、電子データはないのか。

#### 公安調査庁

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で32件の特定秘密(外国の政府から提供を受けた情報 18件、人的情報源に関する情報4件、分析情報4件、特定秘密保護法施行 以前に内閣官房から提供を受けた情報6件)を指定している。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を2件(外国の政府から提供を受けた特定 有害活動の防止に関する情報、外国の政府から提供を受けたテロリズムの

について平成25年5月及び平成26年2月に作成された

我が国の政府が講ずる措置又はその方針

<sup>51</sup> 識別番号「出ー1」、指定の整理番号「21-201906-1-2pb-1」。

防止に関する情報)、指定の有効期間の延長を4件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも0件である。

・ 令和4年中の適性評価の実施件数は78件(全て行政機関の職員)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

# 【主な質疑事項】

- ・ 人的情報源や特定有害活動に係る指定がある年とない年があるが、特定 秘密に関連する活動の有無が推測されてしまうのではないか。指定を行わ ない理由を伺う。
- ・ 公安調査庁は地方でも情報収集を行っているが、特定秘密の保管については本庁のみで行っているのか。また、適性評価を受けた者は本庁の職員のみか。
- ・ 公安審査委員会に破壊活動防止法や無差別大量殺人行為を行った団体の 規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)に基づく処分請求を行 う際に、特定秘密を提供しなければならない場合もあるのではないか。そ の場合、公安審査委員会が特定秘密保護法上の行政機関に位置付けられて いないことで不都合が生じるのではないか。

# 経済産業省

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で4件の特定秘密(内閣官房から提供を受けた情報収集 衛星等による情報収集、分析の個別具体の対象及び情報収集衛星の識別能 力に関する情報)を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は65件(全て行政機関の職員)である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 衛星画像は毎年アップデートされると思うが、指定が平成23年から平 成26年と限定されている理由は何か。
- 特定秘密文書等をどのように活用しているのか。仮に活用していないの

であれば、内閣官房へ返却するといった管理をした方がより安全ではないか。

・ 特定秘密文書の保有状況は、令和2年末までは100件以上であったもの が令和3年末で0件になり、令和4年末でまた3件になっている。なぜこ のような推移になっているのか。

# 海上保安庁

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で23件の特定秘密(内閣情報調査室から提供を受けた 外国政府等との情報協力業務関係3件、内閣情報調査室から提供を受け た情報収集衛星関係11件、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業 務関係9件)を指定している。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を1件、指定の有効期間の延長を3件行った。指定の解除は0件である。
- ・ 令和4年中の適性評価の実施件数は222件(全て行政機関の職員)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

- ・ 暗号措置等を講じたクローズ系のシステムで特定秘密をやり取りする場合、暗号の鍵やアルゴリズム自体を特定秘密として指定しなければならないのではないか。
- ・ 日本周辺海域における緊迫度が高まる中、近年の特定秘密の数は増加しているのか。
- ・ 海上保安庁が外国政府との情報協力業務の中で得た情報については、第 三国との間でも情報提供が行われているのか。
- ・ 海上保安庁は国土交通省の外局であるが、指定書には国土交通大臣等政 務三役の記載はない。国土交通省との関係をどのように整理しているのか。

# 外務省 (大臣官房)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で4件の特定秘密(公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗 号、ネットワーク秘匿用暗号、公衆網秘匿用暗号)を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。
- ・ 外務省における令和4年中の適性評価の実施件数は286件(行政機関の職員284件、適合事業者の従業者2件)である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。

## 【主な質疑事項】

- ・ 公電やファイル等を秘匿する四つの暗号は、それぞれ別の暗号を使い分けているのか。
- ・ 公電等の秘匿用暗号を特定秘密に指定しているが、公電そのものについても特定秘密に該当するものはあるのか。
- ・ 日本が特定秘密として指定する情報を外国政府が公開した場合であって も、指定を継続することはあり得るのか。両者で同一の情報を扱う場合、 指定の解除について取決めがなされるのか。

# 外務省 (総合外交政策局)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で4件の特定秘密(周辺有事に関する外国の政府との協議に関する情報、国際テロリズムの人的情報源に関する情報、国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報、我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報)を指定している。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を1件(我が国の中長期的な安全保障政策 に関する情報)行った。指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除(一 部解除を含む)は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ 国際テロ情報収集ユニットが収集した情報は、平成28年の外-40、41<sup>52</sup> しか指定されていない。その後に同ユニットが収集した情報はどこで指定 されているのか。同ユニット員は内閣官房職員の身分も保有することから、 そちらで指定しているのか。
- 外務省は他の行政機関からテロリズムに関する特定秘密の提供を受けていないのか。

## 外務省(アジア大洋州局)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で3件の特定秘密(北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、拉致問題に関する情報、東シナ海の領域保全に関する情報)を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

・ 拉致問題の進展が余りないと受け止めているが、外-8<sup>53</sup>に該当する文

52 識別番号「外-40」、指定の整理番号「11-201601-0002-4n-0001」。平成28年中に国際テロリズムに関し外務省総合外交政策局の人的情報源となった者(国際テロリズムに関する重要な情報を入手するための者で、同局との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると総合外交政策局長が認めたものに限る。)が同局の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報(当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)

識別番号「外-41」、指定の整理番号「11-201601-0003-4<sup>n</sup>b-0001」。平成28年中に国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報(情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)

53 識別番号「外-8」、指定の整理番号「11-201412-0008-24a(a)-0002」。北朝鮮による日本人 拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者(北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に 関する法律(平成14年法律第143号)第2条の規定に基づく認定の有無を問わない。)の安全確 保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的とし 書等は増えているのか。政府における情報収集等の最新の状況等について、 可能な範囲で説明願う。

- ・ 拉致問題について特定秘密に指定しているが、拉致被害者家族から情報 提供を求める声もあるので、開示の方向性を広げてほしい。
- ・ 指定の理由に指定当初の情勢認識を記載し続けるのは適切か。また、他 の行政機関のように、テーマではなく期間で区切って指定すべきではない か。

## 外務省(北米局)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で2件の特定秘密(日米GSOMIAの下で米側から我が国 に提供された秘密軍事情報等、日米安保体制の下で行われる日米間の協力 に関する検討、確認、協議等に関する情報)を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。

- ・ 外-6<sup>54</sup>には外務省及び防衛省が関係する日米安全保障協議委員会 (「2+2」)に関連する情報も含まれるが、外務省が一括して指定して いるのか。
- ・ 他の行政機関のように、テーマではなく期間で区切って指定すべきでは ないか。

て、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの(ただし、拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る)。

<sup>54</sup> 識別番号「外-6」、指定の整理番号「11-201412-0006-24a(a)-0001」。日米安全保障協議委員会の共同発表及び「日米防衛協力のための指針」に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報であって、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報(ただし、これらの情報については、その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る。)。

## 外務省 (欧州局)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で1件の特定秘密(日露平和条約締結交渉に関する情報) を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

- ・ ロシアによるウクライナ侵略以降、日本国政府とロシア政府との間で北 方領土問題に関する交渉は行われているのか。その交渉の記録は外-14<sup>55</sup> の特定秘密文書等とされているのか。
- ・ 欧州局は北大西洋条約機構(NATO)との間でSECRET以上の情報の やり取り等を行っていると思われるが、それらが特定秘密に指定されてい ないのはなぜか。

#### 外務省 (領事局)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で1件の特定秘密(大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針)を指定している。
- ・ 令和4年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の 解除(一部解除を含む)は、いずれも0件である。

#### 【主な質疑事項】

外-13<sup>56</sup>の対象情報中の「関係国」とは単数か複数か。

<sup>55</sup> 識別番号「外-14」、指定の整理番号「11-201412-0014-24a(b)-0003」。日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容、又は北方領土問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であって、公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるもの。

<sup>56</sup> 識別番号「外-13」、指定の整理番号「11-201412-0013-24b-0005」。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの

- ・ 外-13の対象情報中の「多数」について、人数等の具体的な基準を設けて関係国と協議しているのか。
- ・ 現段階では、何か国について邦人退避の方針が策定されているのか。台 湾有事や朝鮮半島有事等が現実問題として生じる可能性があり、多くの邦 人がいる台湾や韓国は当該方針に含まれていると考えるがいかがか。

## 外務省 (国際情報統括官組織)

#### 【説明の概要】

- ・ 令和4年末時点で28件の特定秘密(外国政府又は国際機関から得られた情報9件、衛星情報11件、内閣情報調査室から提供された情報8件)を 指定している。
- ・ 令和4年中に特定秘密の指定を1件(外国政府又は国際機関から得られた情報)、指定の有効期間の延長を1件行った。

- 国際情報統括官組織が扱う機密情報はどのような分野のものか。外務省の他の局も機密情報を扱っている中で、そこから外れる機微な情報とはどのような内容か。
- 外国の政府が国際情報統括官組織に情報提供を行う際、提供先を名指し するのか。
- 経済安全保障政策については、外務省は特定秘密に該当する情報を保有 していないから指定していないのか。

# 令和6年2月20日(火)委員派遣

# 〇 公安調査庁への委員派遣

本審査会における調査の一環として、公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同庁への委員派遣を行った。 その調査の概要は以下のとおりである。

まず、公安調査庁の概要について、説明を聴取した。

公安調査庁の組織は、内部部局、施設等機関及び地方支分部局から成り、 内部部局として総務部、調査第一部及び調査第二部の3部、施設等機関とし て研修所、地方支分部局として全国に8公安調査局及び14公安調査事務所 が置かれ、各組織が連携して業務を実施している。定員は約1,800名であり、 外務省に出向し在外公館で勤務する職員もいる。

公安調査庁は、破壊活動防止法及び団体規制法に基づき、我が国の公共の安全の確保を図ることを任務としている。具体的には、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施するなど、団体の規制を通じて、公共の安全の確保に寄与している。

こうした団体規制業務に加えて、公安調査庁は、我が国の情報機関により構成される情報コミュニティのコアメンバーとして、内閣情報会議や合同情報会議のほか、官邸や内閣官房を始めとする関係機関に対し、団体規制に係る調査等を通じて収集・分析した内外情勢に関する情報を提供している。同庁の情報機能の第一の特徴として、情報の収集・分析に特化した組織であり、全国に調査基盤を有し、本庁直轄の体制で調査活動を展開できることが挙げられる。第二の特徴として、人的情報収集(ヒューミント)中心の情報機関として、団体規制に係る調査で培われた知見を駆使し、独自に構築した情報網を通じて情報収集を推進していることが挙げられる。第三の特徴として、諸要因が複雑に絡み合うテーマについて、国内外の多様な対象への調査で得られた情報、公開情報等からの総合的な分析が可能であることが挙げられる。

このほか、テロリズムの未然防止、経済安全保障の確保、サイバー関連調査の推進に向けた取組を実施している。

次に、公安調査庁における特定秘密の保全体制について、特定秘密の管理責任体制、保全教育、特定秘密の保護の状況に関する検査、適性評価の流

れ、通報制度、特定秘密が記録された文書等の保有状況、取扱区域とアクセス制限等に関する説明を聴取した。

次に、公安調査庁調査第二部の主要業務について、説明を聴取した。

調査第二部は、経済安全保障関係、対日有害活動関係、サイバー関係、 懸念国関係、国際テロリズム関係の情報収集・分析を主な業務としている。 その情報収集の主な手段はヒューミントであり、その情報源については、協 力者の安全確保の観点から、特に厳格な情報保全措置を講じている。このほ か、公開情報や、内閣衛星情報センターから提供される画像情報等も参考と し、多角的な分析を実施している。

次に、特定秘密を取り扱う職員の執務環境を視察するとともに、特定秘密の管理に関する説明を聴取した。その後、特定秘密の提示を受けつつ、公安調査庁の情報収集・分析業務について説明を聴取した。

これらの説明聴取及び視察の後、派遣委員から、庁内で特定秘密文書を閲覧する際の保全措置、特定秘密の紙媒体又は電子データでの管理に係る今後の方向性、ヒューミントにおける情報源の安全確保策、海外の情報機関との間で行われる情報交換の実態、我が国において諸外国等が行う情報収集活動への対抗策、技術流出事例等に関する企業への情報提供の実態、在外公館へ出向する職員の活動等について質疑が行われた。



公安調査庁への委員派遣(令6.2.20)

# 令和6年4月16日(火)第3回審査会

# (a) 特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人(防衛省(防衛政策局)) から説明を聴取し、質疑を行った。

## 防衛省 (防衛政策局)

#### 【説明の概要】

#### [海上自衛隊における特定秘密漏えい事案]

- ・ 海上自衛隊の護衛艦「いなづま」に所属する隊員1名が、令和4年6月に同艦に配属された際、適性評価を実施していないにもかかわらず特定秘密取扱職員に指名され、同艦が令和5年1月に山口県周防大島沖で事故を起こすまでの期間、この間に行われた約2か月の任務行動の際、艦長や幕僚等が艦の作戦を指揮するために勤務する戦闘指揮所(CIC)において特定秘密の情報が表示される端末を使用していた。その情報は船舶の航跡に関する情報であり、当該隊員は、その情報を海図に転記するなどの業務を実施していた。
- ・ 本事案の発生原因は、第一に、令和4年6月の当該隊員の人事異動の際、特定秘密管理者補である艦長が適性評価の実施の有無を確認し、直ちに当該隊員の適性評価を実施させるべきところ、これを怠ったことにある。第二に、特定秘密関係職員指名簿を管理する担当者が、新たに指名簿に当該隊員の氏名を記載するに当たって、適性評価の実施の有無を確認しなければならないところ、適性評価を実施しているだろうとの思い込みによりこれを怠ったことにある。第三に、当該隊員の氏名を記載した指名簿について、艦長が当該隊員の適性評価の有無を確認することなく決裁を行ったことにある。
- ・ 本事案については、令和4年6月の発生から令和6年2月に至るまで事 案を認知することができなかった。その原因は、第一に、艦長を始めと する「いなづま」における特定秘密の保護業務に従事する者が、年2回 の定期検査(令和4年6月、同年12月、令和5年6月、同年12月)の実 施時に、点検項目に含まれている当該隊員の適性評価の実施状況につい て簿冊と照合することを怠ったことにあり、この点は、関連規則に違反

している。第二に、「いなづま」の特定秘密の保護業務担当者が、令和 4年8月及び令和5年5月の2回にわたり、部下隊員からの進言により 当該隊員の適性評価の未実施を認知したものの、業務内容を適切に理解 しておらず、適性評価を実施しなければ特定秘密を取り扱えないという 基本的かつ重大な事項について理解が及ばず、必要な措置を講じなかっ たことにある。この点は、特定秘密管理者補を補佐するという職責を果 たしておらず、規範意識の欠如と言える。

・ 本事案の再発防止策としては、まず、デジタル化の推進により、適性評価実施済みの隊員を一括管理し、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名できないようなシステムを構築する。また、同システムが構築されるまでの当面の間、特定秘密取扱職員の指名に当たって適性評価の有無の確認を徹底するほか、特定秘密管理者補の補職前に保全教育を実施するとともに、知識確認試験の実施を検討する。さらに、部隊の定期検査が適切に実施されているかを海上幕僚監部が適切に確認することとしている。

## [陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案]

- ・ 令和5年7月、上富良野演習場で行われた訓練において、北部方面隊隷下の部隊指揮官が指示伝達を行う際、特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員15名がいる中で特定秘密の情報を漏えいした。当該情報は、有事における自衛隊の行動に関する情報である。
- ・ 本事案の発生原因は、当該指揮官が隊員の意識を高揚させようと思う余り、深く思慮せず、知るべき立場にない隊員に対して特定秘密の内容を発言したことにあり、規範意識の著しい欠如である。また、当該指揮官は、指示伝達の後、自らの発言について特定秘密に該当する可能性があることを認識したものの、部下職員から二次漏えいの防止のための措置を実施した旨の報告を受けたことをもって上級部隊への報告を要しないと誤って判断し、これを怠っていた。
- ・ 本事案の再発防止策としては、特定秘密の情報の伝達に当たり、特定秘密取扱者名簿により特定秘密取扱職員であることの確認等を徹底するとともに、部隊指揮官等に対して保全教育及び知識確認試験を実施することとしている。
- 本事案については、漏えい発生から大臣報告までに約5か月を要した。

まず、当該漏えいに係る情報提供がなされてから調査開始までに約1か月、北部方面総監部の事実確認に約2か月を要した。また、防衛政策局及び陸上幕僚監部の特定秘密に該当するか否かの検討に約2か月を要した。これらについては、今後より迅速に対応できるように所要の措置を講じる必要があると考えている。再発防止策としては、情報提供の内容が特定秘密の漏えいに関するものであった場合は、速やかに防衛政策局に報告し、防衛政策局が関係機関の保全部局と緊密に連携して事実確認及び事案調査の進捗管理を実施し、迅速に大臣に報告できるようにする。この際、漏えいの可能性のある情報について、特定秘密該当性の判断が必要な場合は、防衛政策局長及び当該特定秘密を管理する特定秘密管理者に速やかに報告し、迅速に判断する。

#### [類似事案の調査状況、今後の対応]

- ・ 省内全機関を対象とした類似事案の有無についての調査において、現在、 事実関係等に関する精査を行っている。今後、これらについて確定的な 評価を速やかに行った上で、漏えいの発生又はそのおそれがあるものに ついては大臣報告を行い、改めて審査会に報告する。
- ・ 今後、類似事案の有無を改めて点検するとともに、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会において、情報保全体制の抜本的見直しに向けた 検討を行う。

- ・ 両事案とも、特定秘密に関する隊員の意識が徹底されていないことに起 因する部分が多い。日頃から、基本となる特定秘密に関する教育を徹底さ れたい。
- ・ 特定秘密の漏えいのおそれがある事案が発生した場合、更なる漏えいを 防止するためにとるべき保全措置について対処手順を定め、徹底していく 必要があるのではないか。
- ・ 海上自衛隊の事案について、当該隊員は自身が特定秘密の取扱いの業務 を行うことができないことを知っていたのか。情報の部外への漏えいはな いのか。
- ・ 海上自衛隊の事案について、人事異動の際に適性評価の実施の有無の確認を怠ったということであるが、人事異動前から適性評価が必要である旨

伝達するシステムづくりを検討する必要があるのではないか。

- ・ 適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名できないようなシステムの構築により、適性評価の有無が見える化されることとなるのか。
- ・ 海上自衛隊の事案では、定期検査が機能していなかった。上級の組織等 が定期検査を実施することで、検査本来の機能、役割が果たせるのではな いか。定期検査の見直しについてどう考えているのか。
- ・ 陸上自衛隊の事案について、特定秘密に該当するか否かの検討に約2か 月を要したのはなぜか。特定秘密に該当するか否かの判断が難しい情報に ついて、現場で伝達の可否を判断できるのか。
- ・ 特定秘密の漏えいのおそれがある事案が発覚した場合には、当該事案の 調査に係る計画等も含めて、速やかに審査会に対し報告すべきではないか。

#### (b) 高市国務大臣に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、高市国務大臣に対し、締めくくり的な質疑を行った。

- ・ 令和6年は特定秘密保護法施行から10年の節目に当たることから、改善すべき点等を総点検し、高市国務大臣のリーダーシップの下で必要な改正を進めてほしい。例えば、同法上の行政機関の範囲や指定権限を有する行政機関の範囲、特定秘密の指定期間の区切り方等について見直しの検討を求める。
- ・ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案(以下「重要経済安保情報保護活用法案」という。)に基づく新制度と既存の情報保全制度をシームレスに運用するため、特定秘密保護法の運用基準をどのように見直すのか。事項の細目に経済安全保障に関する情報類型を追加等する場合でも、あくまで同法別表の4分野の範囲にとどまるのか。
- ・ 特定秘密の漏えいリスクを多面的に減らすため、特定秘密保護法の適性 評価の調査項目において、米国等と同様にsexual behaviorの観点を取り 入れることを検討する必要があるのではないか。
- ・ 防衛省で特定秘密の漏えい事案が続発していることについてどのように 受け止めているのか。また、特定秘密の漏えい事案が認知された場合には、 事案が生じた行政機関の長への報告と同時に、審査会会長等に一報するこ

とを徹底願う。

- ・ 特定秘密が漏えいしたときの審査会への報告について、漏えい対策まで 検討した後では遅くなるが、事実の報告だけであれば直ちに行うことがで きるのではないか。また、漏えい事案に係る審査会の役割についてどのよ うに考えているか。
- 特定秘密の漏えい事案は極力早く国民に報告すべきという意識を持って ほしい。
- ・ 特定秘密の漏えいを防ぐため、各部署で漏えいに係るチェックリストを 作成し、これに基づき毎日確認するとともに、特定秘密の取扱者に指名す る前に適性評価を受けているかチェックすること、漏えいの発覚後は、事 案ごとに国民への公表までのスケジュールを立て、その根拠とともに審査 会に対して速やかに示し、目標が達成できなければその理由を説明するこ とが必要ではないか。
- ・ 今般の防衛省における特定秘密漏えい事案を受け、政府全体としての再 発防止策について、どのように考えているか。
- ・ 陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案では、特定秘密を漏えいした者 の情報の取扱いについての認識が余りにも軽かったと思われる。特定秘密 の伝達の在り方を徹底することが、再発防止につながるのではないか。

#### (c) 内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、 内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

- 現在までに指定が解除された特定秘密の件数の推移及び解除の理由について、どのような傾向があるか。
- ・ 令和6年3月に独立公文書管理監は、廃棄妥当の通知を5件<sup>57</sup>発出しているが、防衛省の830ファイル(4,990文書)は他の行政機関と比べて突

<sup>57</sup> 独立公文書管理監は、保存期間満了時の措置が廃棄とされ、年度末までに保存期間が満了し、その保存期間を延長する予定がない特定行政文書ファイル等について、廃棄とする行政機関の長の判断が妥当かどうか、検証・監察を行っている。今般、防衛省のほか、内閣官房(1ファイル(381文書))、総務省(1ファイル(1文書))、公安調査庁(6ファイル(26文書))及び防衛装備庁(4ファイル(52文書))について、廃棄妥当と判断された。

出して多くなっている。こうした状況についてどのように考えるか。

- ・ 多くの行政機関が特定秘密の指定の有効期間を5年と定めていることから、特定秘密保護法施行から5年後の令和元年には、指定の有効期間の延長が多数行われ、独立公文書管理監によるその適否についての検証・監察は令和2年度中に終了せず、令和3年度まで継続された。同法施行から10年後の令和6年においても多数の延長が見込まれる中、検証・監察を遅滞なく行うため、この期間に限った人員体制の強化が必要ではないか。
- ・ 重要経済安保情報保護活用法案が成立した場合、独立公文書管理監は、 特定秘密に係る検証・監察に加え、重要経済安保情報に係る検証・監察を 行うことになると思われる。特定秘密に係る検証・監察を適切に実施する ため、情報保全監察室の体制強化が非常に重要ではないか。
- ・ 情報は、かつては紙に記録されていたが、現在ではデジタル化が進んでいる。デジタル化のメリットとデメリットについて認識を伺う。

#### ③ 主な指摘事項

審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、 各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 1. 特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。
- 2. 防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が続発していることは極めて遺憾である。政府においては、我が国の情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。
- 3. 防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。
- 4. 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を4分野(防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止)に限定している趣旨に鑑み、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況について説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。
- 5. 内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、5年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。

#### (3) 審査の経過及び結果

対象期間中において、委員会等からの特定秘密の提出の求め又は要請に係る 行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請(国会法第104条の2 等)はなかった。

#### (4)委員派遣

審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができるとされている(審査会規程第19条第1項)。

審査会の有村治子会長、石田昌宏委員、羽生田俊委員、宮崎雅夫委員、牧山ひろえ委員、石川博崇委員、串田誠一委員及び浜口誠委員の8名は、令和6年2月20日、公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、公安調査庁(東京都)への委員派遣を行った(調査の概要については、39~40頁参照)。

#### (5) 特定秘密の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を求めることができるとされている(国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等)。

対象期間中の調査では、委員派遣の際に派遣先(公安調査庁)で特定秘密の提示を受けるため、令和6年2月8日、公安調査庁長官に対し同庁の特定秘密の提示を要求し、同月20日に実施した委員派遣において、当該特定秘密の提示を受けた(提示を受けた特定秘密の概要については、資料7参照)。

# 【資料】

(資料1)	委員名簿	51
(資料2)	国会法、審査会規程等による保護措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
(資料3)	保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(資料4)	年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(資料5)	「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」(令和5年2月2日、	
審	査会決定)及び「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を	
爱	とけて講じた措置に関する報告」(令和5年4月11日、防衛大臣より提出)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
(資料6)	委員派遣一覧	75
(資料7)	提示を受けた特定秘密一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
(資料8)	特定秘密の指定件数(各対象期間中)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料9)	特定秘密の指定件数(各年末時点)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料10)	特定秘密の指定の解除の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料11)	特定秘密の指定の有効期間の満了の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料12)	特定秘密の指定の有効期間の延長の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料13)	特定秘密が記録された行政文書の保有件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(資料14)	各行政機関における適性評価の実施件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料15)	適性評価の評価対象者が同意しなかった件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
(資料16)	適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
(資料17)	特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	86
(資料18)	適性評価の結果等に対する苦情の申出件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(資料19)	適性評価に関する改善事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
(資料20)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
(資料21)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の	
根	要	90
	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について	
	R立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント ·····	
(資料23)	特定秘密保護法のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図る	
	_ めの基準の骨子	
(資料25)	各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和4年12月末現在)・・・・・・	95
(資料26)	盟連 <del>年素</del>	98

-	50	-
---	----	---

# (資料1)委員名簿

会長	有村	治子 (自民)	堀井	巌(自民)	高木	かおり(維新)
	上野	通子 (自民)	牧山	ひろえ(立憲)	浜口	誠(民主)
	こやり	隆史 (自民)	石川	博崇(公明)		

(令和5年5月1日現在)

会長 有村	治子 (自民)	羽生田 俊(自民)	串田	誠一(維新)
石井	正弘 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)	浜口	誠(民主)
石田	昌宏(自民)	石川 博崇 (公明)		

(令和5年10月20日現在)

会長	有村	治子(日	自民)	宮崎	雅夫	(自民)	串田	誠一(維教)
	石田	昌宏(日	自民)	牧山	ひろえ	(立憲)	浜口	誠(民主)
	羽生田	俊(	自民)	石川	博崇	(公明)		

(令和6年1月26日現在)

注:会派の正式名称は次のとおり。

自民:自由民主党 立憲:立憲民主・社民

公明:公明党

維新:日本維新の会(~令6.1.16)

維教:日本維新の会・教育無償化を実現する会(令6.1.16~)

民主: 国民民主党·新緑風会

# 〈参考〉過去の委員一覧

年次報告書 (対象期間)	会長互選日		委	員	名		
平成27年年次報告書	平27. 3. 30	会長 金子	原二郎(自民	) =	大野	元裕(医	是主)
		石井	準一(自民	)	篆本	祐司(国	是主)
( <i>平27. 3. 30</i>	委員選任日	上月	良祐(自民	) <u>‡</u>	荒木	清寛(公	\$明)
$\left( \sim \cancel{\#}27.12.31 \right)$	[平27. 3. 25]	末松	信介(自民	)	義間	光男(維	<b></b> (新)

注:**自民**:自由民主党、**民主**:民主党・新緑風会、**公明**:公明党、**維新**:維新の党(~平27.12.24)、おおさか維新の会(平27.12.24~)

年次報告書 (対象期間)	委員変更日			委	員	名			
平成28年年次報告書	平28. 1. 4	会長 金	子 原二郎	(自民)		大野	元裕	(民主)	
		石	井 準一	(自民)		藤本	祐司	(民主)	
( <i>平28. 1. 1</i>		猪	口 邦子	(自民)		荒木	清寬	(公明)	
<b>○</b> 平29. 4. 30		上	月 良祐	(自民)		仁比	聡平	(共産)	
	平28.8.1	会長 金	子 原二郎	(自民)		大野	元裕	(民進)	
		猪	口 邦子	(自民)		神本	美恵子	(民進)	
		上	月 良祐	(自民)		石川	博崇	(公明)	
		長	谷川 岳	(自民)		仁比	聡平	(共産)	
	平28. 9. 26	会長 中	曽根 弘文	(自民)		石橋	通宏	(民進)	
		猪	口 邦子	(自民)		大野	元裕	(民進)	
		上	月 良祐	(自民)		石川	博崇	(公明)	
		佐	藤 正久	(自民)		仁比	聡平	(共産)	

注:**自民**:自由民主党(~平29.1.16)、自由民主党・こころ(平29.1.16~)、**民主**:民主党・新緑風会(~平28.3.30)、**公明**:公明党、**共産**:日本共産党、**民進**:民進党・新緑風会(平28.3.30~)

年次報告書 (対象期間)	委員変更日			委	員	名	
平成29年年次報告書	平29. 9. 28	会長 中曽根	弘文	(自民)		石橋	通宏 (民進)
		阿達	雅志	(自民)		大野	元裕 (民進)
<b>平29.5.1</b>		井原	巧	(自民)		山本	香苗 (公明)
		猪口	邦子	(自民)		仁比	聡平 (共産)
	平30. 5. 11	会長 中曽根	弘文	(自民)		山本	香苗 (公明)
		阿達	雅志	(自民)		大野	元裕 (民主)
		井原	巧	(自民)		杉尾	秀哉 (立憲)
		猪口	邦子	(自民)		仁比	聡平 (共産)
	平30. 10. 24	会長 中曽根	弘文	(自民)		谷合	正明 (公明)
		井原	巧	(自民)		杉尾	秀哉 (立憲)
		猪口	邦子	(自民)		大野	元裕(民主)
		江島	潔	(自民)		仁比	聡平 (共産)

注:**自民**:自由民主党・こころ(~平30.10.22)、自由民主党・国民の声(平30.10.22~)、**民進**:民進党・新緑風会(~平30.5.7)、**公明**:公明党、**共産**:日本共産党、**民主**:国民民主党・新緑風会(平30.5.7~)、**立憲**:立憲民主党・民友会(平30.5.8~)

年次報告書 (対象期間)	委員変更日		委	員 名	
年次報告書	平31. 1. 28	会長 中曽根	弘文(自民)	大野	元裕(民主)
(令和元年12月)		井原	巧(自民)	杉尾	秀哉 (立憲)
		猪口	邦子(自民)	谷合	正明 (公明)
<i>₹30.12.1</i>		江島	潔(自民)	石井	章(維希)
│	令元. 8. 1	会長 中曽根	弘文(自民)	杉尾	秀哉(立憲)
		猪口	邦子(自民)	谷合	正明 (公明)
		江島	潔(自民)	大野	元裕(民主)
		堀井	巖(自民)	清水	貴之 (維新)
	令元. 8. 5	会長 中曽根	弘文(自民)	杉尾	秀哉(立憲)
		猪口	邦子(自民)	谷合	正明 (公明)
		江島	潔(自民)	浜口	誠(民主)
		堀井	巌(自民)	清水	貴之(維新)

注:**自民**:自由民主党・国民の声、**民主**:国民民主党・新緑風会、**立憲**:立憲民主党・民友会(~平31.1. 24)、立憲民主党・民友会・希望の会(平31.1.24~)、**公明**:公明党、**維希**:日本維新の会・希望の党 (~令元.7.30)、**維新**:日本維新の会(令元.7.30~)

年次報告書 (対象期間)	委員変更日		委	員	名	
年次報告書	令元.10.4	会長 中曽根	弘文(自日	是)	杉尾	秀哉 ( ※ )
(令和2年11月)		磯﨑	仁彦(自月	是)	浜口	誠(※)
令元.9.1		猪口	邦子(自月	是)	谷合	正明 (公明)
<b>│</b>		堀井	巖(自月	是)	清水	貴之 (維新)

注:**自民**:自由民主党・国民の声、**※**:立憲・国民.新緑風会・社民(令元.9.30~)、**公明**:公明党、 **維新**:日本維新の会

年次報告書 (対象期間)	委員変更日			委	員	名	
年次報告書	令2.9.16	会長 中曽根	弘文	(自民)		杉尾	秀哉(立憲)
(令和3年12月)		磯﨑	仁彦	(自民)		難波	奨二 (立憲)
		猪口	邦子	(自民)		谷合	正明 (公明)
( <i>令2.9.1</i>		堀井	巖	(自民)		清水	貴之 (維新)
<b>│</b> ( ∼ <i>令3.9.30</i> )	令2.10.26	会長 藤井	基之	(自民)		古賀	之士 (立憲)
		磯﨑	仁彦	(自民)		石川	博崇 (公明)
		猪口	邦子	(自民)		清水	貴之 (維新)
		堀井	巌	(自民)		浜口	誠(民主)

注:**自民**:自由民主党・国民の声、**立憲**:立憲民主・社民(令2.9.14~)、**公明**:公明党、**維新**:日本維新の会、**民主**:国民民主党・新緑風会(令2.9.14~)

年次報告書 (対象期間)	委員変更日			委	員	名		
年次報告書	令3.10.4	会長 藤井	基之	(自民)		古賀	之士	(立憲)
(令和4年6月)		磯﨑	仁彦	(自民)		牧山	ひろえ	(立憲)
		猪口	邦子	(自民)		石川	博崇	(公明)
(		堀井	巖	(自民)		浜口	誠	(民主)
【 ~ <i>令4. 4. 30</i> 】	令3.10.8	会長 藤井	基之	(自民)		古賀	之士	(立憲)
		猪口	邦子	(自民)		牧山	ひろえ	(立憲)
		こやり	隆史	(自民)		石川	博崇	(公明)
		堀井	巌	(自民)		浜口	誠	(民主)
	令3.12.6	会長 水落	敏栄	(自民)		古賀	之士	(立憲)
		猪口	邦子	(自民)		牧山	ひろえ	(立憲)
		こやり	隆史	(自民)		浜田	昌良	(公明)
		堀井	巌	(自民)		浜口	誠	(民主)

注:**自民**:自由民主党・国民の声、**立憲**:立憲民主・社民、**公明**:公明党、**民主**:国民民主党・新緑風会

年次報告書 (対象期間)	委員変更日				委	員	名			
年次報告書	令4.8.3	会長 猪	昔口	邦子	(自民)		牧山	ひろえ	(立憲)	
(令和5年6月)		1	上野	通子	(自民)		石川	博崇	(公明)	
		_	こやり	隆史	(自民)		高木	かおり	(維新)	
( <i>令4.5.1</i>		坊	屈井	巌	(自民)		浜口	誠	(民主)	
【 ~ <i>令5. 4. 30</i> 】	令4.10.3	会長 有	<b>育村</b>	治子	(自民)		牧山	ひろえ	(立憲)	
		上	上野	通子	(自民)		石川	博崇	(公明)	
			こやり	隆史	(自民)		高木	かおり	(維新)	
		坊	屈井	巌	(自民)		浜口	誠	(民主)	

注:**自民**:自由民主党(令4.7.26~)、**立憲**:立憲民主・社民、**公明**:公明党、**維新:**日本維新の会、

**民主**:国民民主党・新緑風会

# (資料2) 国会法、審査会規程等による保護措置

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 (本会議の議決により選任)	審查会規程第3条第1項 審查会規程第3条第3項 審查会規程第6条
宣誓 (他に漏らさないことを誓 う旨の宣誓)	審査会規程第4条第1項(委員) 審査会規程第4条第2項(審査を要請した委員 長等)
会議の非公開	特定秘密保護法第10条第1項第1号イ 国会法第102条の15第2項(調査) 国会法第102条の17第3項(審査) 議院証言法第5条の3第3項(審査) 審査会規程第26条
会議録の非公表	審査会規程第29条第4項(各議員には提供しない) 審査会規程第30条(閲覧制限)
会議室 (特定秘密の適切な保護の ために必要な措置を講じた 施設の設置)	審査会規程第11条(情報監視審査室)
特定秘密の利用者・知得者の制限	国会法第102条の19(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員) 議院証言法第5条の4(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員)
特定秘密の保管	審査会規程第27条(情報監視審査会が保管)
特定秘密の閲覧制限	審査会規程第28条
職員に対する適性評価	国会法第102条の18

## (資料3)保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像

# 内規、申合せの全体像

施設の管理、部外者への応接

# 入退室管理システムの運用に関する件

審查会決定



ICカード管理運用要領

政府関係者等への対応要領

委員会等が情報監視審査室を使 用する場合における対応要領

訪問部外者への対応要領

·会長決定

工事業者管理基本要領

非常事態緊急対応要領

特定秘密

特定秘密以外の秘密等

# 特定秘密の保護に関する件

細目

審査会決定

特定秘密保護要綱

会長決定

・ 特定秘密の管理、特定秘密文書等 の作成・閲覧・保管・廃棄等につ いて規定

委員会等提出特定秘密 保護要綱

会長決定

# 秘密保全の申合せ 運営協議会合意

・ 秘密保全を要する情報の取扱い についての申合せ

## 不開示情報の申合せ

運営協議 会合意

・特定秘密に準じた取扱い をする申合せ

# 会議録作成等に関する件

審查会決定

会議録の作成・閲覧・保存等について規定



会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領 会長決定

会長決定

電子機器取扱要領

・事務局における機器の持出し、 持込み等について規定

会長決定

| 立法調査文書管理要領

・事務局における文書の作成・保存・ 廃棄等について規定

# (資料4) 年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧

# 平成27年年次報告書における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
本審査会としては、次の点をはじめ	טען אין יטיו פיא עס פון איי
審査会において指摘があった事項について、政府は統一的な運用を図ることが必要と考える。	
○ 指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」について、適正かつ適切な記載とするとともに、可能な限り情報を開示すること。	・ 法務省及び外務省が不開示情報の開示又は特定秘密指定書の記述の修正を行った*。
○ 指定書の「指定の理由」等の特定秘密の指定そのものに関わる変更を行う場合には、審査会に速やかに通知するとともに、適切な説明を行うこと。	・ 外務省が特定秘密指定書の記述の修正を行い、修正済みの同指定書を提出した*。 また、現在は各行政機関が特定秘密の指定の解除を行った際には、各行政機関が個別に審査会事務局に随時報告している。
○ 指定管理簿の「指定に係る特定 秘密の概要」について、それぞれ が識別され、分かりやすいものと なるよう、表現の工夫を図るこ と。	・ 防衛省が指定管理簿の指定に 係る特定秘密の概要の記述の変 更を行った*。
また、審査会において指摘があった 次の点について、政府は適切に対応す ることが必要と考える。	
○ 特定秘密保護法第3条第1項の 「公になっていないもの」につい ては、政府の説明について委員、 ら疑義が呈されたことを踏まえ、 この定義の更なる明確化を図り、 統一的に運用すること。	・ 当該ない (1) にない (1) にない (1) に多で密を (1) に多で密を (1) に多で密を (1) にののるしすが非にのないにとないので、情報 (1) にとないらいにとない。 (1) にとないが、 (1) にとないが、 (1) にとなが、 (1) にとないが、 (1) にないが、 (1)

- ・ 当該指摘及び審査会での議論 を踏まえ、公開で行われた審査 会での質疑の場において、上川 国務大臣からサードパーティー ルールの定義、過去の国会答 弁、行政機関間で統一した認識 等について説明を行った。

なお、審査会において議論があった 次の点についても、政府は十分留意し て対応することが必要と考える。

- 指定の在り方そのものについて 審査会の委員が疑義を抱くことが ある場合には、政府として真摯に その疑義の解明に努めること。ま た、審査会の合意があった場合は 必要な資料を提出すること。
- 引き続き審査会の求めに応じ、真摯に説明に努めてまいりたい。

\*は、当該報告書公表以前に対応したと認められるものである。

(出所) 参議院情報監視審査会 (平成30年4月11日) における内閣官房 (内閣情報調査室)の説明 (平成29年年次報告書掲載)を基に作成

#### 平成28年年次報告書における主な指摘事項

# 主な指摘事項 政府の対応状況 本審査会における議論を踏まえ、次 ・ 他の行政機関等へのの点について、政府は適切に対応する の提供状況については

○ 特定秘密保護法に基づく他の行 政機関等への特定秘密、特にかっ ドパーティールールの適用がある 特定秘密の提供に関し、実情を把 握した上で、必要に応じて大機計 すること。

ことが必要と考える。

- ・ 他の行政機関等への特定秘密 の提供状況については、平成28 年末時点、他の行政機関から提 供を受けた特定秘密文書を全行 政機関合計で約11万件保有し、 そのうち約96%は情報収集衛星 関連であった。
- ・ 外国から提供のあった特定秘密については、平成28年中に政府全体で約3,400件の特定秘密文書が他の行政機関等へ提供されている。
- ・ 外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有される場合は、以下の(1)~(3)のとおりである。
  - (1)外国の情報提供元が直接 自ら複数の行政機関に提供す る場合

- (2)ある行政機関が外国から 共有の条件が示された情報を 受け取り、他の行政機関にそ の共有の条件に応じて共有す る場合
- (3)外国から情報提供を受けた行政機関が外国の情報提供元の承諾を得て他の行政機関 に共有する場合
- サードパーティールールは国際的な慣習であり、我が国が単独で画ー的な手続を明文化することは困難である。

(出所) 参議院情報監視審査会 (平成30年4月11日) における内閣官房 (内閣情報調査室)の説明 (平成29年年次報告書掲載)を基に作成

#### 平成29年年次報告書における主な要改善・指摘事項

平成29年年次報古書における土な安以書	'拍
主な要改善事項	政府の対応状況
以下の3点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。	
○ 他の行政機関から提供を受けた 特定秘密の指定に関しては、情報 提供元の行政機関における同内容 の特定秘密の指定の内容との整合 性について、関係行政機関間で十 分な確認を行うこと。	・ 令和元年2月の審査会におい て、情報収集衛星関連の特定形 窓について、提供元の内閣官房 及び提供先の警察庁がそれぞ 保有する特定秘密を提示し、審 査会での議論を踏まえ、各省庁 が対応を検討中である。
○ 特定秘密文書の他の行政機関等 への提供については、それが適正 に行われているかを判断し、ま た、重複分を除いた特定秘密文書	・ 平成29年末時点の特定秘密 文書保有件数約38万件のう ち、他の行政機関から提供を受 けた特定秘密文書は約14万

の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。

7,000件(約4割弱)である。

○ 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には密密を取り扱うの業務においてを定秘を取り扱うが要性にの、 ・ 取り扱う必要性にのよりでがない。 ・ 取り扱うとを通じて、特定秘密にの ・ 取扱いが真に必要な職員により ・ われるよう徹底すること。

・ 外務省が5件の特定秘密指定 書にある当該特定秘密の取扱い の業務を行わせる職員の範囲を 一部修正し、その旨を審査会に 報告した。

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点については、政府におい て適切に対応することが必要と考え る。	
○ 一部の特定秘密の指定にこれでにこれでは、 一部の特定を秘密である。 を表示を対して、 のの生活をはいるでは、 のの生活をでは、 ののでは、 を表示をでする。 をおいるでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでででである。 は、 ののでででである。 は、 ののでででである。 は、 ののででででする。 は、 ののででででする。 は、 ののででででする。 は、 ののででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のでででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のでででする。 のででででする。 のでででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででででする。 のででする。 のでででする。 のででででする。 のでででででする。 のでででする。 のでででする。 のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・ 各行政機関が対応を検討中である。
○ 特定秘密指定書、特定秘密指定書 解除書及び特定秘密指定運用会を 理用会を を選制を審査とのるを でのである。 をである。 をでいて、 をでいて、 をでいる。 をといる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。	・各行政機関から既に指定書等の提出や説明が行われた。
○ 特定秘密の指定及び保有を行っ ていない行政機関が職員の適性評 価を行う際には、適性評価が被評	<ul><li>運用基準でプライバシーの保護や実施対象の範囲を必要なものに限ると定められており、内</li></ul>

価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要がある場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。

閣情報調査室から各行政機関に対し、本指摘事項を周知した上で適正な実施を促している。

- 毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。
- ・ 各行政機関から既に指定書等 の提出や説明が行われた。
- ・ 既に複数の行政機関がサード パーティールールの適用がある 特定秘密を審査会に提示するな ど対応を行っている。

○ 内閣府独立公文書管理監が行う 内閣府独立公文書管理監が行理、 対書で等のでは、 大学をでいるのでは、 大学でのでは、 大学でのできる。 大学できる。 大学で

特定秘密文書等の廃棄の適否の判 断が適正に行われているか検証・ 監察を徹底すること。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和元年11月6日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(年次報告書(令和2年11月)掲載)を基に作成

## 年次報告書(令和元年12月)における主な指摘事項

十八代·日 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○ 行政機関による特定秘密の指定 の適否を判断する本審査会の役割 を踏まえ、本審査会が行政機関に 当該適否を判断するための説明を 求めた場合には、説明を求める理 由を十分に理解し、的確に説明す るなど真摯に対応すること。	・ 令和2年2月及び6月の審査 会で、関係省庁のお指定の今後の 関係省庁った。今後の 関連を行った。 対力を がおき、 を 対力を がが がいた。 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
○ 本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求応を場合とは、真摯かのに対応のでは、提供の水のに、提供の水のに、が、の理をでは、の理解が得られるようが、の理解が得らること。	・ 月議らなに示よ月かを保省説の年準す、適年の室原とのす年査秘安防す2基対しつた。で求と閣はたしで応関を上で、のでかい。で求と閣はたしで応関での変にとのす年直に、のでかい。で求と閣はたしで応関でが、要うのら提降、明月6適保ができ、がと情特。をはににいるで、要うのら提降、をはににいるで、でがと情特。をはににいるで、と、なるに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
○ 特定秘密の指定の法的要件の一つである情報の「非公知性」に関しては、各行政機関において厳格に判断することが重要であるところ、情報の性格上、公知・非公知を即座に判別し難い場合もあることから、個々の特定秘密の非公知	・ 令和2年9月の関係行政機関 の会議において、内閣情報調査 室から同指摘を示し、真摯に対 応するよう周知した。審査会で のこれまでの議論を踏まえて関 係省庁が検討中と承知してい る。

性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明すること。

- 特定秘密の保護のためには、 特定秘密の保護のため機関が 定秘密を取り扱う各行政機関が 特定秘密文書中の特定秘密に認識し、 当該部所に特定秘密である旨明確な まではするであり、 を付すことが重要であり、 た取組を確実に行うこと。
- ・ 独立公文書管理監による是正 の求めでも同様の指摘がなされ ており、関係行政機関が適切に 対応していると承知している。

また、独立公文書管理監は、各 行政機関における指定の有効期間 の適切性についても引き続き厳格 な検証・監察を行い、その結果を 報告すること。

- ・ 検証・監察では、行政機関かい 大政機関制では、行政機関判しての有効期間で説明を聴力にのは、 当該行政機関を下るの指定、 とののでは、 当該行政機関をでは、 当該行政機ををでいるが、 の考えに、 が来のでは、 ののでは、 の

また、各行政機関による特定秘密の指定等の状況に関して、検証・監察の過程で独立公文書管理

特定行政文書ファイル等にす べきものの存否の検証・監察 は、令和元年度は、より多くの 行政機関を対象に実施してお り、引き続きその手法の確立に 向けて真摯に取り組んでいきた い。検証・監察の手法について は今後も更なる改善に取り組む 必要があると考えており、従来 は特定行政文書等の保存の検 証・監察に係る実地調査の際、 対象部署に特定秘密の記録とそ の表示に係る検証・監察を併せ て行っていたが、令和元年度 は、ほかの部署も対象にできる ようにするなど効率性の向上に 努めた。これまでのノウハウの 監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。

- 平和安全法制の施行などがあり、特定秘密に指定することとなり得るものをより明確にしておく必要が生じたため、法の別表に掲げる事項の細目を変更した。
- ・ 特定秘密を含む情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を 指定する際の要件及び留意事項 を明記した。
- ・ 参議院情報監視審査会等から の意見を踏まえ、特定秘密指定 管理簿の特定秘密の概要を具体 的に記述するよう努める旨を盛 り込んだ。
- ・ 特定秘密の有効期間が満了する際に、その一部について有効 期間を延長する場合の手続を明 記した。

- ・ 指定の理由の点検を年1回以 上定期的に実施するとともに、 必要に応じて臨時に実施する旨 を盛り込み、点検の際に留意す べき事項等を明記した。
- ・ あらかじめ指定した特定秘密 の情報が出現する可能性がない と確定した場合、速やかに解除 する旨明記した。
- ・ これまで運用上実施してきている「指定の一部解除」に関する事項を明記した。
- ・ 国民の生命及び身体保護の観点からの公表の必要性、そのの公表の必要性、そのの指定を解除すべきと認めるでいた場合の解除でで、 定の条件が生じた場合の解除るで、 で特定秘密に指定されている場合で、 を編集又は加工した上での公益上の必要性による公表に関する る事項を盛り込んだ。
- ・ 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を5年に変更した。
- ・ 関係行政機関の間で過去に実施した適性評価で得た情報を活用できることを明記した。
- ・ 内閣府独立公文書管理監の検 証・監察項目に、保存期間1年 未満の特定秘密文書の中に保存 期間を1年以上と設定すべきも のがないかも含まれることを明 記した。
- ・ 保存期間1年未満の特定秘密 文書の管理は、各行政機関の長 が定める行政文書管理規則によ る旨を明記した。
- ・ 特定秘密文書の管理等に従事 する職員に対する研修の実施に 関する事項を盛り込んだ。
- ・ 情報監視審査会への適切な対 応に関する事項を盛り込んだ。

- ・ 運用基準について、5年を目 途に、又は必要に応じて見直す 旨を明記した。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和2年12月2日) における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(年次報告書(令和3年12月)掲載)を基に作成

#### 年次報告書(令和2年11月)における主な指摘事項

	7 II IN 于 · ス
主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に 対応することが必要と考える。	
○ 本審査会が特定秘密保護制度の 運用を監視するため、行政機関に 説明を求めた場合には、その軽旨 を十分理解し、本審査会が厳格な 保護措置を講じていることに み、必要に応じて公にされてどい い情報を交えた説明を行うなど、 真摯かつ適切に対応すること。	・ 令和3年4月及び11月に実施 令和3年4月及び11月に実施 で 会 関係行政機 査室 かれ 査 ない 内閣 情報 を で え さ な な ま で え 説 応 を で え 対 応 を で す が な さ な が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ が な さ る 。
○ 行政機関による特定秘密の指定 のの機関による特定秘密のの指定 のののでは、なるを主きをを ををするをなりまた。 ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・ 令和3年4月及び11月に実施した関係行政機関の会議に知いて、内閣情報調査室からにおいるである。 ・ 令和3年6月の審査会においるで、警察庁は審秘密を提示して、のあが、引き続きの適切な対し直撃から。 ・ はいきたい。

れるよう十分かつ明確に説明すること。

- ・ 内閣情報調査室では、独立公 文書管理監による是正の求めを 始め、行政文書の取扱いに場合 る不適切な事案が発覚した場合 には、当該行政機関において通 切な対応がなされていると承知 している。

- ・ 令和3年4月及び11月に実施 した関係行政機関の会議におい て、内閣情報調査室から周知す るとともに、改善事例の把握を 期して、関係行政機関との連携 を図っている。

(出所)参議院情報監視審査会(令和3年12月21日)における内閣官房 (内閣情報調査室)の説明(年次報告書(令和4年6月)掲載)を基 に作成

#### 年次報告書(令和3年12月)における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に 対応することが必要と考える。	
○ 特定秘密保護制度に関する国民 の信頼を高めるためには、本審査 会の活動等を通じて監視機能が働 いていると国民に理解されること が重要であることを踏まえ、本審	・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。

・ を会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審をとの信頼関係の中で、必要に応うない。 まり一層真摯かつ適切に対応すること。

- ・ 同年4月に実施した関係行政 機関の会議において、内閣情報 調査室から、不開示情報を交き た説明を行うなど、引き続きて 等な対応を行うよう求め り、各行政機関において適 対応がなされるものと考えてい る。
- ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、国会法等の規定に基づき適切に対応するよう求めた。
- ・ 同年4月に実施した関係行政 機関の会議において、内閣情報 調査室から、改めて注意喚起を 行った。
- ・ 同年2月の内閣衛星情報センターへの委員派遣の際には、審 査会からの求めに応じ特定秘密 が提示されたと承知している。
- ・ 令和4年5月に開催された内 閣保全監視委員会において、文書 林国務大臣から、特定秘密なる の管理の強化、職員に対する 育の徹底等、特定秘密の適よ つ厳格な保護について徹底する よう求めた。
- ・ 今後も、各行政機関における 特定秘密の適切かつ厳格な保護 を求め、不適切な管理が明らか になった場合には、当該事案に

係る発生原因や再発防止策を共 有したい。

- ・ 令和3年度は、指定の検証・ 監察に関連して4件の文書を確 認した。
- ・ 実際に文書を確認することで 実際に文書を確認するの。 と否はまなの指定る場合主 を確認を存ったる。 をでは、の 実地調査になるはないのよりは をである。 をでするに数のである。 ととにの、 をである。 をである。 をである。 をである。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和4年11月2日)における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(年次報告書(令和5年6月)掲載)を基に作成

#### 年次報告書(令和4年6月)における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に 対応することが必要と考える。	
○ 本語 では、 の と で と と で で で で で で で で で で で で で で で	・ 機調理職り図にま政介う ・ 特を ・ 関本の育つよ ・ 機調理職り図にま政介う ・ 特を ・ 関本の育のよ ・ 機調理職り図にま政介う ・ 特を ・ 関本の育のよ ・ 機調理職り図にま政介う ・ 特を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・

になった場合には、当該事案に 係る発生原因や再発防止策を共 有したい。

- ・ 機密情報の管理方法に関する 他国の優良事例については調査 中であり、参考となる取組があ れば共有したい。
- ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。
- ・ 同年4月に実施した関係行政 機関の会議において、内閣情報 調査室から、指定の有効期間や 解除条件の設定等について、法 令や運用基準の趣旨を更に徹底 するよう求めた。
- ・ 引き続き、関係行政機関に対し、解除条件を設定できるものがないか精査し、設定できるものについては解除条件の設定を求めたい。
- ・ 令和4年5月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。
- ・ 同年4月に実施した関係行政 機関の会議において、内閣情報 室から、不開示情報を交工等 明を行うなど、引き続きり 対応を行うよう求めており が で 機関において適切な対応 なされるものと考えている。
- 内閣府独立公書管理監の指定 の有効期間の検証・監察におもの は、1年以上掛かって、延長の は、1年以上掛かっる。 数多く見られるとこが含まれるのの が適正でないものが含まれてされる 場合、長期間にわたり是正むね ないままになるため、おおわる 年以内に検証・監察が終わる
- ・ 令和元年中に延長された189 件と令和2年中に延長された36 件は、令和2年度中に検証・監 察を終えることができず、令和 3年度内に行った。
- ・ 令和3年中に延長された42件 は、速やかに検証・監察に着手 し、令和3年度内に全ての検

う、検証・監察の実効性を高め、 必要な体制を整備すること。 証・監察を厳正かつ実効的に行うことができた。

・ 今後は、これまでに確立した でにかりのにでつりりのにないののででのよいののでででのようででででいる。 一般性を確保しているのでででででいる。 一般性をできるが、計画中にで会いる。 を推全では、の指定に会いででは、の指定に検証に、の指定に検証に、のでででででででいる。 をはないる。

(出所) 参議院情報監視審査会(令和4年11月2日) における内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(年次報告書(令和5年6月)掲載)を基に作成

#### 年次報告書(令和5年6月)における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に 対応することが必要と考える。	
○ 防衛省において特定秘密保護法 密の漏の衛子に一般を を発生ののでは を発生のでは を発生のでは では、 を発生のでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ 今後、運用基準の見直しも視 野に入れ、特定秘密の情報漏え いについても運用基準に基づく 通報窓口において受け付けるよ う制度の見直しを検討していき たい。

- 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密管理を 書の保有件数の増加、不適切管理 事案の続発等の状況に鑑み、厳証 きと効率性に留意し、検証・監察 の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の 改善に努めること。

(出所)参議院情報監視審査会(令和5年11月15日)における内閣官房 (内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監の説明(本報告書14 ~15頁掲載)を基に作成 (資料5)「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」(令和 5年2月2日、審査会決定)及び「防衛省における特定秘密の保全体 制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」(令和5年 4月11日、防衛大臣より提出)

## 審査会の勧告 (令和5年2月2日)

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏 えいが生じたことが明らかになった。本事案 は、平成26年の特定秘密保護法施行以来、初の 特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

- 1. 現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。
- 2. 機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。
- 3. 退職した自衛隊員及び今後退職する自衛 隊員に対し、立場を利用して機微な情報提 供を求めることがないよう防衛省として周 知及び教育を徹底すること。

## 防衛省が講じた措置に関する報告 (令和5年4月11日)

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

- ・ 全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。
- 日常的に機微な情報を取り扱う部署に 所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。
- ・ 元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

- 4. 本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。
- ・情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。
- 5. 退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・ 自衛隊内部における円滑な情報交換を過度 に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊 に対する国民の理解の妨げにならないよう 十分に配慮すること。
- ・ 情報保全の徹底を図るとともに、我が国 を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策 等に対する理解促進のため、対外公表資 料を用いて、情報発信を積極的に実施す ることとした。
- 6. 我が国に対して秘密情報を提供している 各国に対し、我が国の情報保全体制に対す る懸念を払拭するため、事案の概要や今後 の対策について丁寧に説明すること。
- ・ 同盟国を始めとする諸外国に対し、我が 国の情報保全体制に対する懸念を払拭す るため、事案の概要や今後の諸対策につ いて、丁寧に説明を行うこととした。
- 7.以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。
- ・ 本事案が生起したことを防衛省として 深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案 を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密 等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底 について(防防調(防)第181号。令和5 年3月31日)」を発し、再発防止の徹底を 図ることとした。

# (資料6)委員派遣一覧

国会回次	年月日	派遣地	派遣の目的	派遣委員
第189回国会 (常会) 閉会後	平成27年 11月26日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 金子 原二郎君 (自民) 石井 準一君 (自民) 上月 良祐君 (自民) 末松 信介君 (自民) 藤本 祐司君 (民主) 荒木 清寛君 (公明) 儀間 光男君 (維新)
第208回国会 (常会)	令和4年 2月8日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 水落 敏栄君(自民) 猪口 邦子君(自民) こやり 隆史君(自民) 堀井 とま君(自民) 堀井 させま君(立憲) 牧山 ひろえ君(公明) 浜口 誠君(民主)
第211回国会 (常会)	令和5年 2月21日	東京都 (内閣衛星情報 センター)	内閣衛星情報センターにおける 特定秘密の指定状況及びその管 理等に関する実情調査	会長 有村 治子君(自民) 上野 通子君(自民) こやり 隆史君(自民) 堀井 隆麗君(自民) 堀井 ひろえ君(立憲) 石川 博崇君(公明) 高木 かおり君(維新) 浜口 誠君(民主)
第213回国会 (常会)	令和6年 2月20日	東京都 (公安調査庁)	公安調査庁における特定秘密の 指定状況及びその管理等に関す る実情調査	会長 有村 治子君(自民) 石田 昌宏君(自民) 羽生田 俊君(自民) 宮崎 雅夫君(自民) 牧山 ひろえ君(立憲) 石川 博崇君(公明) 串田 誠一君(維教) 浜口 誠君(民主)

注:いずれも派遣先にて特定秘密の提示を受けた。

# (資料7)提示を受けた特定秘密一覧

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	[提示要求議決日] 提 <b>示</b> 日	年次報告書 <i>(対象期間)</i>
02g-201412-012-2 =-012(官-15)02g-201501-001-2 =-001(官-50)特定秘密が記録されている 文書等としては1件だが、同 文書等に記録されている特 定秘密の件数は2件であった。	内閣衛星情報センターが収集した 画像情報及びそれを分析して得られた情報 委員派遣時に内閣衛星情報センターに おいて提示を受けた。	内閣官房 「内閣衛星情」 報センター」	平27.11.26	平成27年 年次報告書 (平27. 3. 30 ~平27. 12. 31)
19-201412-014-4 p a-001 (警-14)	平成26年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報(当該特定秘密のうち、外国の政府等から入手した情報で第三者への提供が制限されているものを除く。)	警察庁	[平27.11.26] 平27.12.3	
11-201412-0012-2 ハb-0002 (外-12)	平成26年に外国の政府から国際情報統括官組織に対し、特定秘密保護法の規定に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報	外務省	[平27.11.26] 平27.12.3	
18-201412-227-1 f a-037 (防-227)	航空自衛隊が保有する戦闘機の性能に関する情報のうち、F-2A/ B搭載火器管制レーダーのバーンスルーレンジ等に関する定量的データが記録された文書	防衛省	[平27.11.26] 平27.12.3	
02g-201501-003-2/b-001 (官-52)	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられる情報が記載された文書等	内閣官房 「内閣情報 」 調査室	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	年次報告書 (令和元年12月) (平30.12.1 ~令元.8.31
$02g-201412-007-2=-007$ 、 $02g-201412-008-2=-008$ 、 $02g-201412-009-2=-009$ 、 $02g-201412-010-2=-010$ 、 $02g-201412-011-2=-011$ 、 $02g-201412-012-2=-012$ 、 $02g-201412-013-2=-013$ 、 $02g-201412-014-2=-014$ 、 $02g-201412-014-2=-014$ 、 $02g-201412-015-2=-015$ (官 $-10\sim18$ )	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成23年から平成26年の各年中に経済産業省に提供した情報が記載された文書等	内閣官房 「内閣衛星情」 報センター」	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	[提示要求議決日] 提示日	年次報告書 <i>(対象期間)</i>
02g-201412-002-2=-002、 02g-201412-003-2=-003、 02g-201412-004-2=-004、 02g-201412-005-2=-005、 02g-201412-006-2=-006、 02g-201412-007-2=-007, 02g-201412-008-2=-008, 02g-201412-009-2=-009, 02g-201412-010-2=-010, 02g-201412-011-2=-011, 02g-201412-011-2=-011, 02g-201412-013-2=-013, 02g-201412-013-2=-013, 02g-201412-014-2=-014, 02g-201412-015-2=-015 (官 $-5 \sim 18$ )	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等	内閣官房 「内閣衛星情」 報センター	平31. 2. 14	
$19-201412-002-3$ ^-001、 $19-201412-003-3$ ^-002、 $19-201412-004-3$ ^-003、 $19-201412-005-3$ ^-004、 $19-201412-006-3$ ^-005、 $19-201412-007-3$ ^-006、 $19-201412-008-3$ ^-007、 $19-201412-009-3$ ^-008、 $19-201412-010-3$ ^-009、 $19-201412-011-3$ ^-010、 $19-201412-011-3$ ^-010、 $19-201412-012-3$ ^-011 (警 $-2 \sim 12$ )	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁が内閣衛星情報センターから提供を受けた情報が記載された文書等	警察庁	[平31. 1. 31] 平31. 2. 14	
10-201501-002-4 <sup>p</sup> b-001 (公-12)	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	公安調査庁	令元. 6. 19	
16-201501-001-2/b-001 (海-16)	平成27年中に、海上保安庁が行った 安全保障に関する外国の政府との 情報協力業務の実施状況及び同業 務を通じて提供された情報(情報の 内容のほか、情報源を含む。)で相 手方において特定秘密保護法の情 報保全措置と同等の措置が講じら れるもの並びにそれを分析して得 られた情報	海上保安庁	(令元. 5. 31)令元. 6. 19	
19-201601-003-4¤a-001 (警-27)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	[令2. 5. 29] 令2. 6. 5	年次報告書 (令和 2 年11月) (令元. 9.1 ~令2.8.31

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	[提示要求議決日] 提 <b>示</b> 日	年次報告書 <i>(対象期間)</i>
19-201601-002-3¤a-001 (警-26)	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	[令3.5.28] 令3.6.4	年次報告書 (令和3年12月) (令2.9.1 ~令3.9.30
02g-201701-001-2=-001、 02g-201901-001-2=-001、 02g-202001-001-2=-001、 02g-202101-001-2=-001 (官-67、82、88、95)	画像情報の収集分析対象、画像情報 及びそれを分析して得られた情報 並びに情報収集衛星の識別能力に 関する情報	内閣官房 [内閣衛星情] 報センター]	[令4.2.3] 令4.2.8	年次報告書 (令和 4 年 6 月) (令3. 10. 1 ~令4. 4. 30
02g-201412-016-2=-016、 02g-201802-007-2=-004、 02g-202001-006-2=-004 (官-19、80、93)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的 範囲に関する情報			
02g-202004-007-2ホ-001 (官-94)	情報収集衛星に係る暗号に関する 情報 (委員派遣時に内閣衛星情報センターに おいて提示を受けた。			
02g-201412-001-2=-001、 $02g-201412-002-2=-002$ 、 $02g-201412-003-2=-003$ 、 $02g-201412-004-2=-004$ 、 $02g-201412-005-2=-005$ 、 $02g-201412-006-2=-006$ 、 $02g-201412-007-2=-007$ 、 $02g-201412-008-2=-008$ 、 $02g-201412-009-2=-009$ 、 $02g-201412-010-2=-010$ 、 $02g-201412-011-2=-011$ 、 $02g-201412-011-2=-011$ 、 $02g-201412-012-2=-012$ 、 $02g-201501-001-2=-001$ 、 $02g-201503-006-2=-004$ 、 $02g-201601-001-2=-001$ 、 $02g-201801-001-2=-001$ 、 $02g-20201-001-2=-001$ 、 $02g-202201-001-2=-001$ 、 $02g-202201-001-2=-001$ 、 $02g-202201-001-2=-001$ (官-4、5、6、7、8、9、10、11、 $12$ 、13、14、15、50、55、58、74、 $88$ 、95、103)	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報	内閣官房「内閣衛星情」報センター」	[令5. 2. 7]	年次報告書 (令和 5 年 6 月) (令4.5.1 ~令5.4.30

提示を受けた特定秘密の 指定の整理番号 (識別番号)	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	[提示要求議決日] 提 <b>示日</b>	年次報告書 <i>(対象期間)</i>
02g-201412-013-2=-013、 02g-201412-015-2=-015、 02g-201412-016-2=-016、 02g-201703-006-2=-004、 02g-201802-007-2=-004、 02g-202001-006-2=-004 (官-16、18、19、72、80、93)	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的 範囲に関する情報	内閣官房 「内閣衛星情」 報センター 」	令5. 2. 21	
02g-202004-007-2ホ-001、 02g-202110-007-2ホ-002 (官-94、101)	情報収集衛星に係る暗号に関する情報			
	【委員派遣時に内閣衛星情報センターに おいて提示を受けた。			
10-201412-009-2=-005 (公一9)	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関して収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、同年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの	公安調査庁	令6.2.20	年次報告書 (令和6年6月) (令5.5.1 ~令6.5.31
10-2016■-004-3¤a-001、 10-2017■-004-3¤a-001 (公-16、20)	特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報			
	  委員派遣時に公安調査庁において提示  を受けた。			

(資料8)特定秘密の指定件数(各対象期間中)

行政機関名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
国家安全保障会議	1	1	1	1	1
内閣官房	8	6	7	8	6
内閣府	0	0	0	0	1
警察庁	4	5	4	4	4
総務省	1	2	2	0	0
出入国在留管理庁		1	0	0	0
公安調査庁	2	2	2	4	2
外務省	1	1	1	1	2
海上保安庁	1	1	1	1	1
防衛省	1 7	2 8	3 2	2 9	2 5
防衛装備庁	0	0	1	1	2
合 計	3 5	4 7	5 1	4 9	4 4

注:出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に設置された。

<sup>(</sup>出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料9) 特定秘密の指定件数(各年末時点)

行政機関名	平成30年末時点	令和元年末時点	令和2年末時点	令和3年末時点	令和4年末時点
国家安全保障会議	5	6	7	8	9
内閣官房	8 1	8 7	9 4	102	108
内閣府	0	0	0	0	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	3 8	4 3	4 1	4 5	4 9
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	7	9	1 1	1 1	1 1
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁		1	1	1	1
公安調査庁	2 2	2 4	2 6	3 0	3 2
外務省	3 8	3 9	4 0	4 1	4 3
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	3 1 9	3 1 8	3 4 9	3 7 5	3 9 9
防衛装備庁	1 7	1 7	1 8	1 9	2 1
合 計	5 5 1	569	6 1 3	659	702

注:出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に設置された。

(出所) 令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況に関する報告」を基に作成

(資料10) 特定秘密の指定の解除の状況

			解除		一部解除						
行政機関名	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	1 2	0	0	0	
警察庁	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
防衛省	0	0	0	2	1	0	9	0	0	0	
防衛装備庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	1	0	3	2	1	0	2 1	0	0	0	

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

## (資料11) 特定秘密の指定の有効期間の満了の状況

行政機関名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
警察庁	0	0	3	0	0
防衛省	0	2 9	1	1	0
合 計	0	2 9	4	1	0

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

## (資料12) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況

行政機関名	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
国家安全保障会議	0	2	1	1	1
内閣官房	0	5 4	9	8	7
警察庁	0	2 2	4	4	3
総務省	0	2	1	2	1
法務省	0	1	0	0	0
出入国在留管理庁		1	0	0	0
公安調査庁	0	1 2	2	4	4
外務省	0	3 3	3	1	1
経済産業省	0	4	0	0	0
海上保安庁	2	1 6	1	3	3
防衛省	0	214*	2 0	1 8	2 0
防衛装備庁	0	0	1 6	1	0
合 計	2	3 6 1	5 7	4 2	4 0

※有効期間が一部満了した8件を含む。

注:出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に設置された。

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料13) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

行政機関名	平成30年末時点	令和元年末時点	令和2年末時点	令和3年末時点	令和4年末時点
内閣官房	104, 869	117, 702	129, 026	144, 416	142, 424
内閣法制局	3	3	3	3	0
内閣府	11	3	4	4	6
警察庁	31, 919	34, 497	36, 853	39, 389	43, 207
警察庁のみ保有	31, 824	34, 395	36, 747	39, 291	43, 107
都道府県警察のみ保有	57	64	68	58	68
警察庁と都道府県 警察が重複して保有	38	38	38	40	32
総務省	45	47	50	52	58
法務省	3	3	3	3	3
出入国在留管理庁		3	3	3	3
公安調査庁	19, 326	21, 520	23, 408	25, 441	28, 231
外務省	111, 583	119, 287	125, 825	133, 116	141, 664
財務省	10	5	10	5	26
経済産業省	134	141	125	0	3
国土交通省	3, 500	3, 568	3, 629	3, 726	3, 835
海上保安庁	17, 438	19, 141	20, 633	22, 266	24, 381
防衛省	150, 945	168, 941	183, 303	205, 454	229, 486
防衛装備庁	233	247	295	300	401
合 計	440, 019	485, 108	523, 170	574, 178	613, 728

- 注1:同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。
- 注2:対象の各年末時点で特定秘密が記録された行政文書を保有していない行政機関は除いている。
- 注3:特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあるため、自 らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有すること がある。
- 注4: 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保 障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数として計上さ れている。
- 注5:出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に設置された。
  - (出所) 令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料14) 各行政機関における適性評価の実施件数

	3	平成30年			令和元年			令和2年	
行政機関名	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者
内閣官房	493	300	193	422	304	118	784	406	378
内閣法制局	2	2	0	1	1	0	2	2	0
内閣府	57	57	0	60	60	0	51	51	0
警察庁	959	959	0	844	844	0	1, 152	1, 152	0
警察庁	206	206	0	187	187	0	331	331	0
都道府県警察	753	753	0	657	657	0	821	821	0
金融庁	3	3	0	5	5	0	2	2	0
消費者庁	0	0	0	16	16	0	6	6	0
総務省	30	30	0	25	25	0	24	24	0
消防庁	7	7	0	16	16	0	13	13	0
法務省	15	15	0	12	12	0	6	6	0
出入国在留管理庁				19	19	0	11	11	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0			
公安調査庁	39	39	0	56	56	0	76	76	0
外務省	230	224	6	208	206	2	509	504	5
財務省	55	55	0	71	71	0	72	72	0
文部科学省	32	24	8	26	26	0	15	11	4
厚生労働省	13	13	0	18	18	0	11	11	0
農林水産省	13	13	0	12	12	0	14	14	0
水産庁	10	10	0	13	13	0	17	17	0
経済産業省	33	33	0	51	51	0	46	46	0
資源エネルギー庁	6	6	0	7	7	0	4	4	0
国土交通省	27	27	0	35	35	0	36	36	0
気象庁	6	6	0	4	4	0	6	6	0
海上保安庁	142	142	0	162	162	0	197	197	0
環境省	3	3	0	14	14	0	1	1	0
原子力規制委員会	4	4	0	0	0	0	9	9	0
防衛省	18, 650	18, 555	95	20, 642	20, 496	146	55, 841	55, 562	279
防衛装備庁	499	271	228	246	192	54	1, 053	404	649
合 計	21, 330	20, 800	530	22, 987	22, 667	320	59, 958	58, 643	1, 315

注1:適性評価の実施件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。

注2:出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に設置された。

注3:公安審査委員会は、令和元年12月11日、特定秘密保護法上の行政機関から除外された。

注4: 内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省については、特定秘密の指定権限を有していないものの、適性評価は実施している。

<sup>(</sup>出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

		令和3年			令和4年	
行政機関名	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者
内閣官房	622	370	252	600	367	233
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
内閣府	48	48	0	61	61	0
警察庁	975	975	0	1, 050	1, 050	0
警察庁	217	217	0	214	214	0
都道府県警察	758	758	0	836	836	0
金融庁	3	3	0	3	3	0
消費者庁	7	7	0	0	0	0
総務省	18	18	0	61	61	0
消防庁	11	11	0	12	12	0
法務省	7	7	0	6	6	0
出入国在留管理庁	15	15	0	12	12	0
公安審査委員会						
公安調査庁	69	69	0	78	78	0
外務省	290	269	21	286	284	2
財務省	74	74	0	96	96	0
文部科学省	50	46	4	36	31	5
厚生労働省	1	1	0	19	19	0
農林水産省	5	5	0	19	19	0
水産庁	15	15	0	14	14	0
経済産業省	53	53	0	65	65	0
資源エネルギー庁	6	6	0	7	7	0
国土交通省	36	36	0	30	30	0
気象庁	8	8	0	8	8	0
海上保安庁	186	186	0	222	222	0
環境省	10	10	0	7	7	0
原子力規制委員会	0	0	0	9	9	0
防衛省	24, 376	23, 987	389	19, 857	19, 694	163
防衛装備庁	717	266	451	1, 025	274	751
合 計	27, 602	26, 485	1, 117	23, 583	22, 429	1, 154

#### (資料15) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数

	合計		行政機関の職員等	適	合事業者の従業者
		計	内訳	計	内訳
平成30年	5	3	海上保安庁(1)、防衛省(2)	2	内閣官房(2)
令和元年	3	3	内閣府(1)、防衛省(2)	0	
令和2年	5	5	国土交通省(1)、防衛省(4)	0	
令和3年	3	3	防衛省(3)	0	
令和4年	2	2	防衛省(2)	0	

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

## (資料16) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数

平成30年、令和元年、令和2年、令和3年及び令和4年の各年において、同意の 取下げなし。

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

## (資料17) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数

	計	行政機関 の職員等	適合事業者 の従業者
平成30年	0	0	0
令和元年	2	2	0
令和2年	1	1	0
令和3年	0	0	0
令和4年	0	0	0

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

## (資料18) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数

平成30年、令和元年、令和2年、令和3年及び令和4年の各年において、苦情の申出なし。

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

## (資料19) 適性評価に関する改善事例

平成30年、令和元年、令和2年、令和3年及び令和4年の各年において、改善事例の報告なし。

(出所) 令和元年6月7日、令和2年6月16日、令和3年6月11日、令和4年6月7日及び令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料20) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

	平成30年末時点			令和	]元年末時	点	令和	]2年末時	点
行政機関名	計	行政機関	適合事	計	行政機関	適合事	計	行政機関	適合事
		の職員等	業者の		の職員等	業者の		の職員等	業者の
			従業者			従業者			従業者
内閣官房	2, 154	828	1, 326	2, 175	853	1, 322	1, 973	871	1, 102
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	103	103	0	111	111	0	105	105	0
警察庁	4, 185	4, 185	0	4, 522	4, 522	0	3, 931	3, 931	0
警察庁	632	632	0	652	652	0	644	644	0
都道府県警察	3, 553	<i>3, 553</i>	0	3, 870	3, 870	0	<i>3, 287</i>	3, 287	0
金融庁	10	10	0	13	13	0	11	11	0
消費者庁	0	0	0	13	13	0	14	14	0
総務省	51	51	0	63	63	0	76	76	0
消防庁	15	15	0	20	20	0	20	20	0
法務省	52	52	0	26	26	0	22	22	0
出入国在留管理庁				17	17	0	26	26	0
公安調査庁	216	216	0	250	250	0	227	227	0
外務省	1, 756	1, 710	46	1, 767	1, 722	45	1, 317	1, 300	17
財務省	163	163	0	199	199	0	210	210	0
文部科学省	60	43	17	76	59	17	64	48	16
厚生労働省	23	23	0	27	27	0	25	25	0
農林水産省	38	38	0	46	46	0	49	49	0
水産庁	36	36	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	96	96	0	150	150	0	130	130	0
資源エネルギー庁	18	18	0	17	17	0	14	14	0
国土交通省	88	88	0	96	96	0	96	96	0
気象庁	11	11	0	11	11	0	12	12	0
海上保安庁	634	634	0	768	768	0	713	713	0
環境省	9	9	0	12	12	0	5	5	0
原子力規制委員会	25	25	0	24	24	0	24	24	0
防衛省	117, 624	116, 891	733	122, 207	121, 366	841	117, 364	116, 659	705
防衛装備庁	2, 015	842	1, 173	2, 047	869	1, 178	1, 973	832	1, 141
合 計	129, 389	126, 094	3, 295	134, 702	131, 299	3, 403	128, 452	125, 471	2, 981

注1:出入国在留管理庁は、平成31年4月1日に設置された。

注2:指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性がある宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもの等に係る所掌事務を遂行するため、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

注3:平成30年末時点における合計の数値には、令和元年12月11日に特定秘密保護法上の行政機関から除外された宮内庁及び公安審査委員会における数(それぞれ2人(職員))を含む。

(出所) 令和5年6月16日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

	令和	13年末時	点	令和	] 4 年末時	点
行政機関名	計	行政機関	適合事	計	行政機関	適合事
	ĀΙ	の職員等	業者の	ĀΙ	の職員等	業者の
			従業者			従業者
内閣官房	1, 945	885	1, 060	1, 909	932	977
内閣法制局	3	3	0	3	3	0
内閣府	107	107	0	118	118	0
警察庁	3, 558	3, 558	0	3, 648	3, 648	0
警察庁	649	649	0	658	658	0
都道府県警察	2, 909	2, 909	0	2, 990	2, 990	0
金融庁	9	9	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0
総務省	73	73	0	120	120	0
消防庁	22	22	0	23	23	0
法務省	23	23	0	20	20	0
出入国在留管理庁	36	36	0	47	47	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0
外務省	1, 267	1, 229	38	1, 171	1, 140	31
財務省	219	219	0	257	257	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15
厚生労働省	11	11	0	16	16	0
農林水産省	48	48	0	46	46	0
水産庁	52	52	0	42	42	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0
気象庁	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0
環境省	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0
防衛省	123, 234	122, 282	952	120, 876	119, 900	976
防衛装備庁	2, 264	890	1, 374	2, 735	906	1, 829
合 計	134, 297	130, 853	3, 444	132, 567	128, 739	3, 828

# (資料21) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の 実施の状況に関する報告」の概要

## 1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

## 2 対象期間

令和4年1月1日から同年12月31日までの間

## 3 特定秘密保護法における行政機関

対象期間末(令和4年12月31日)時点において特定秘密保護法上の行政 機関は、28機関

# 4 指定権限を有する行政機関(対象期間末時点)

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、13機関・25人

# 5 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等

- (1) 特定秘密の指定の状況
  - ア 対象期間中における指定の状況
    - 9機関・44件(行政機関別の内訳を記載)
  - イ 事項別の指定の状況

(特定秘密保護法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)

- ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況 (行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況
  - ・ 有効期間を満了したものはなかった
  - 有効期間を延長したのは、8機関・40件
  - 特定秘密を指定している13機関全てが指定の理由の点検を実施
  - ・ 特定秘密の指定を解除したのは、1機関・1件
- (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
  - ・ 移管件数は、0件
  - ・ 特定行政文書ファイル等の廃棄件数は、245件
  - 緊急廃棄された文書の件数は、0件
- (4) 運用基準に基づく通報の状況
  - 通報の件数は、0件
- (5) 適性評価の実施の状況
  - ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、24機関・23,583件 (行政機関別の内訳を記載)
  - ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、2件
- (6) 漏えい事案への対応の状況
  - ・ 政府においては、防衛省における漏えい事案を重く受け止め、保全 教育により、特定秘密の適正かつ厳格な保護を改めて徹底

## 6 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の 実施の状況

- (1) 特定秘密の指定の状況
  - ア 対象期間末時点における指定の状況 13機関・702件
  - イ 事項別の指定の状況

(特定秘密保護法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)

- ウ 情報の類型別の指定の状況 暗号、情報収集衛星及び武器に関するものが多い
- エ 指定の有効期間別の件数
  - 15件を除き5年
  - ・ 有効期間を指定当初からの通算で見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが207件、5年を超えて10年未満となるものが15件、10年以上となるものが478件
- オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況 指定を解除すべき条件を設定しているのは、192件
- カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況 (行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況 14機関・613,728件(行政機関別の内訳を記載)
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 26機関・132,567人(行政機関別の内訳を記載)

## 7 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- 内閣府独立公文書管理監から1件の是正の求めがあり、当該省庁に おいて対応
- ・ 衆議院情報監視審査会の令和3年年次報告書における政府に対する 意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書(令和3年12月及び令和 4年6月)における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応 を説明
- ・漏えい事案について、各議院の情報監視審査会から国会法に基づく 勧告がなされ、防衛省において勧告の結果とられた措置について報告
- 8 内閣府独立公文書管理監からの意見
- 9 有識者からの意見

(出所)内閣官房資料

# (資料22)「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

#### 本報告について

・ 報告対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

#### 検証・監察の結果

- (1) 特定秘密の指定
  - ・ 特定秘密の指定47件について適正と認めた。
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
  - ・ 有効期間の延長40件について適正と認めた。
- (3) 特定秘密の指定の解除
  - 解除1件について適正と認めた。
- (4) 特定秘密の記録とその表示
  - ・ 令和5年3月22日に2件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
  - ・ それ以外の28部署による記録とその表示を適正と認めた。
- (5) 特定行政文書ファイル等の保存
  - ・ 29部署による保存を適正と認めた。
- (6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
  - ・ 内閣官房1件、内閣府1件、公安調査庁2件及び防衛省1,052件の特定行政文書ファイル 等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- (7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
  - ・ 13部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。

#### 定量的指標

- ・ 説明聴取、実地調査等の回数:107回
- ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数:8,308件 (これら文書等に記録されている特定秘密の件数:延べ13,707件)

#### 通報への対応

・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

#### 今後の展望

・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出所) 内閣府資料

#### (資料23) 特定秘密保護法のポイント

## 特定秘密-大臣等が指定-特定秘密 国家公務員法等上の秘密 安全保障に関する情報で 次のいずれかの事項に該当する情報 ① 防衛 に関するものとして 2 外交 ③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止 法律で列挙する 事項 特定秘密 ④ テロリズムの防止 公になっていないもの のうち、 特段の秘匿の必要性があるもの ※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。通算で30年まで。30年を超える延長には、内

- 閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60年を超える延長は不可。
- ※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準 を策定。
- ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
- ※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報 告・国民に公表。

### 特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

#### 行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

#### 特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことが あってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分 に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る 目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない 限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

(出所) 内閣官房資料

# (資料24) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を 図るための基準の骨子

#### I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨 (法を統一的に運用し、特定秘密の漏えい防止・適 正な運用を確保)
- 法の拡張解釈の禁止や知る権利、報道・取材の 自由等の尊重
- 〇 公文書管理法と情報公開法の適正な運用
- 〇 特定秘密を取り扱う者等の責務
  - →特定秘密を取り扱う者は各種法令を遵守 等

#### Ⅱ特定秘密の指定

- 〇 指定の要件該当性の判断基準
  - 別表該当性

(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)

• 非公知性

(現に不特定多数の人に知られていないか)

- ・ 特段の秘匿の必要性
  - (漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- 法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指 定を禁止
- 指定の具体的な手続(例:指定の理由の記述、 表示・通知)
- 有効期間の設定基準(例:毎年策定する計画・・・ 2年等)等

#### Ⅲ特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 〇 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を30年を超えて延長する場合の指針
- 〇 保存期間が満了した文書の取扱い
  - →指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館に移管等

#### Ⅳ 適性評価の実施

- 基本的な考え方 (プライバシーの保護、法に規定された7項目以 外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止、法
- 実施体制の確立(例:適性評価実施責任者の 指名)
- **告知書**(※)を交付し、同意書(※)の提出を受けて調査を実施
- 〇 質問票(※)に本人が必要事項を記載
- 評価に当たっての基本的考え方・考慮要素 (個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に 判断)
- 〇 結果等の通知

の下の平等)

- 〇 苦情処理の具体的手続
- 〇 適性評価に関する個人情報等の管理 等

(※)各書式は運用基準に別添

# V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- 内閣保全監視委員会の設置とその事務内容 (内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府独立公文書管理監の事務内容 (特定秘密の指定等の検証・監察・是正)
- 不適切な特定秘密の指定等に関する通報制度 の創設
- 内閣総理大臣や有識者、国会への報告の内容(例:過去1年間の指定件数等)等

#### VI 本運用基準の見直し

○ 常に運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又 は必要に応じ見直しを行い、結果を公表

(出所) 内閣官房資料

# (資料25) 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和4年12月末現在)

	有	0	7	(8)	23	(7)	52 <6>	(L) 6	(1) 13 <1>	22 <2>	(L) 6	3	0	-	(1) (2) 84 (2) <b>A</b> 1	29	(1) (1)	0	0	0	
X	10年業第二						-			2					-	12	5 (1				
特定物配の件	<b>作</b>		7	(8)	23	(7) 87 <8>	(4)	(L) 6	(T) (T)	20 (2)	(L) 6	က		-	£ \$ ₹	55	က				
定を解除した	第上条股庁																				
令和4年中に持	<b>在外数条件</b>																				
▲が付きれた数値は、令和4年中に指定を解除した特定秘密の件数	<b>外部件</b>																				
	公安開連庁																				
	出入國在 實管選片 2																				
	を表現																				
	作																				
	七條鄉																				
	佐曜七																				
	となって																				
	西 本 子 本 子 本 子			₩.º	2:32		×ω.					R	経證	<b>న</b> 10	排堅	±	置い		±-	世典	
	<b>■</b>	(3)【自衛隊の訓練又は演習】	す よ (b) [自衛隊の情報収集・警戒監視活動 ( c) に掲げるものを除 育 ( 。 ) 】	(c) 【自衛隊法(昭和29年法律第16号)に規定する防衛出動、治出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保すための自衛隊の行動】	b (自衛隊の運用又はこれに関する具類り苦しくは計画者しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの「地豚外国において特定秘密保護なの叛定により行政機能が特定秘密を保護するため に譲することとされる指置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	画像情報その地情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政等において研究政府保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講することとされる音に相当する指置が講じられるものに扱る。)]	た情報】	○までに掲げる事項に関する情報の収集苦しくは分析の対象、計画、方法、情報 】	a(防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見籍リスはこれに対する我が国の防衛者しくは防衛力の整備に関する方針】	b [砂瓶力の整備のために行う防御力の能力の影響リ又はこれにあづく研究]	くは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関す	木【武器、瑞葉、航空機その他の防衛の用に供する物(総館を含む。チ及びリにおいて同じ。)の議算又は教皇:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊のが処に際して自衛隊の部隊が接捕する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当級部隊が当該事態に対処する能力を推撃できるもの】	る通信網の構成又は通信の方法:自称隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等かあっては当該が軍の政府等によりて政権関が構定もなる。) 指置が構じられるものに限る。)】 指置が構じられるものに限る。)】	る暗号・掛が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあっては当路外国の政府等 護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために購することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限 ものを除く。)】	a (日衛隊の游水艦、船辺艦、センサー、電子機機器、誘導武器、信頼収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、住能又は使用方法(b [5掲げるものを除く。)]	術空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様 光のうち外間の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護 行政機関が特定秘密を保護するために調することとされる措置に相当する指置が講じ (る。)】		センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研 を、修理又は試験の方法(b[2掲げるものを除く。)]	職業、航空機その他の防衛の用に指する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、 理スは関係の方法のうち「国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定 よるの異により行政機関が特定秘密を保護するために議ずることとされる措置に指当する様 もれるものに限る。)】	
	監察人権国の職		a [自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画者しくは 研究のうち、以下に掲げる事項 に関するもの(bに掲げる事のに関するもの(bに掲げるもの	【 ( 。> 徙	b [自衛隊の運用又はこれに関 力に関するもの(当該外国に非 に講ずることとされる措置に括	a [電波情報、画像情報その他的	b [外国の政府又は国際機関(J 府等において特定秘密保護法の 措置に相当する措置が講じられ	c [a又はbを分析して得られた情報]	その能力:ロョかららまでに掲い リげるものを除く。)】	a 【防衛力の整備のために行う は防衛力の整備に関する方針】		c [防衛力の整備に関する見積り若し もの]	衛の用に供する物(船舶を含む。 衛隊の部隊が装備する武器、弾3 きるもの】	Xは通信の方法:自衛隊の部隊の 国の政府等において特定秘密保証 るものに限る。)】	の政府が用いるために作成された リ行政機関が特定秘密を保護す? 	a 【自衛隊の潜水艦、航空機、 究開発段階のものの仕様、性創	b 【武器、弾薬、 性能又は使用方 法の規定により られるものに限	○【bを分析して得られた情報】	a [自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子職機器、 究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法	b 【共略 を を を を を を を を を を を を を	- アナンカー 一年ンチャラ・
				イ【自衛隊の運用又はこれに関する 見積り若しくは計画若しくは研究】			ロ【防衛に関し収集した電波情報、 画像情報その他の重要な情報】		ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力: ロョから源、実施状況又は能力 (イョ(b)に掲げるものを除く。)		ニ【防衛力の整備に関する見積り若 しくは計画又は研究】		ト[武器、弾薬、航空機その他の防乳 3事態への自衛隊の対処に際して自4 8当該事態に対処する能力を推察でき	へ【防衛の用に供する通信網の構成とら提供されたものにあっては当該外屋れる付置にあっては当該外屋れる措置に相当する措置が講じられる	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の において特定秘密保護法の規定によい る。また、民生用のものを除く。)】		チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発設階のものの仕様、性能又は使用方法】			リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法】	

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(令和4年12月末現在)

		医療/神道の歯		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	#	<b>作能性</b>	(京) (本) (本) (本) (本)	公安調査庁	<b>作能</b> 术	<b>在条件条件</b>	着上保安庁	防衛者 防衛機器庁		#4
			(a) 【国民の生命及び身体の保護】	9 <1> 3 <1>					(1)				16	(2)
		a [外国の政府等との交渉又は 協力の方針又は内容のうち、以	(b) [領域の保全]	-					2				м	
	イ【外国の政府等との交渉又は協力 の方針又は内容のうち、国民の生命 及び身体の保護、領域の保全その他 の安全保障に関する重要なもの】	- 下に掲げる事項に関するもの - (bに掲げるものを除く。) ] - b	(c) [海洋、上空等における権益の確保]										0	
			(d) [国際社会の平和と安全の確保 (我が国及が国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(G)までに掲げるものを除く。)]	4									4	
		b【外国の政府等との協力の方針 定により行政機関が特定秘密をf るもの】	(外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の現 [により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられ もの]	(1) 6	11	<1>		-	5	2	2		28	(1)
			(a) [外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国へ の遂航の自粛の要請]										0	
			(5) 【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】										0	
調		a [我が国が実施する以下の措等の士は、いっぱいましょう。	(c) 【資産の移転の禁止又は制限】										0	
では関うまれる。	□ (安全保護のために我が国が実際 □ する貨物の輸出者しくは着入の禁止 へその他の指置又はその方針 (第1号 イオしくは二、第3号4人以採44一十に結げるものを除く。)	(°, )]	(d) 【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】										0	
¥			(e) 【(b) の貨物を積載した船舶の検査】										0	
			(f) [外国の政府等に対して発が国が議ずる外交上の措置(発が国 及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から (e)までに掲げるものを除く。)]										0	
		b 【領域の 保全のために 我が国の	[領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針]	2		-	-						4	
	、【安全保障に関し収集した国民の	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を	報収集手段を用いて収集した情報(b に掲げるものを除く。)】						-				-	
	生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関すりる重要な情報又に条約その他の国際 政約実に基づき保護することが必要なる情報 (第1号の、第3号の又は第4	b【外国の政府等から提供された 政機関が特定秘密を保護するた! る。)】	b (外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密程間法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	(1) (1) (1)	(1)				(1)	10	(1)		34	(4)
	号口に掲げるものを除く。)】	0【a又はbを分析して得られた情報】	情報]										0	
	- 【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力:ハョから 報源、実施状況又は能力】	#6	に掲げる事項に関する情報の収集者しくは分析の対象、計画、方法、情	50 <4>				S.	=	4 11			8	£ \$
	本【外務者大者と在外公館との間の遺傷その他の外交の用に供する暗号:我が、 から提供されたものにあっては当然外国の政府等において特定設密保護法の規 ととされる指置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のもの	面信その他の外交の用に供する用 ト国の政府等において特定秘密 6 こられるものに限る。また、民生	号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等 護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために請するこ :用のものを除く。)】	29					4				33	E

		医療/神道の種	=	<b>東京</b> 東京 東京 東京 東京		佐屋	化業	# #	報報	出入 動作 動作 加入	公安職差市	本 報 本 報 本	<b>化工作的</b>	第上条水中	* # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	<b>小春秋春</b> 石	幸
			(3) [特定秘密長曜法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学 製剤、細盤製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の 防止]														0
		a [特定有害活動の防止のため の措置又はこれに関する計画若   ノル麻ののも 以下・担げ	(b) 【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】														0
	イ 【特定有害活動による被害の発生」 苦しくは拡大の防止(以下この場に えいて、「特定有害活動の防止」とい。 う。)のための措置又はこれに関する計画をしては研究しては、「4年級人	へいませなり、かいにおいる事項に関するもの(B に掲げるものを際く。)】	(c) 【重要施設、要人等に対する警戒警備】														0
			[ 〒 銀の 書														0
「 を を を を を を を を を を を を を		b [特定有害活動の防止のために くば研究のうち、当該外国の政府 護するために講ずることとされる	b (特定者 憲活動の防止のために外国の政保等と協力して美能する指置又はこれに関する計画者し くは研究のうち、当該外国の政保等において特定必要保護法の規定により行政機関が特定後部を保護するために譲することとされる指置に指当する指揮が譲じられるもの]														0
を サット を 関連 (単)		a【電波情報、画像情報その他情	国像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(ちに掲げるものを除く。)】				(1)			4	\$						(L) 6
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集 した国民の生命及び身体の保護に関 する重要な情報又は外国の政府若し くは国際機関からの情報】	_ 5X k0	(外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定教密保護法の規定により行機関が特定秘密を保護するために購するととされる措置に指当する指置が講じられるものに限。)]				(1) 9 <1>			6	(1)						(2)
		o【a又はbを分析して得られた情報】	情報】														0
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 報源、実施状況又は能力】	: Памюс‡С	に掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情				15			4	<b>\$</b>						(1)
	ニ【特定者害活動の防止の用に供する暗。 は、当該外国の政府等において特定秘密 措置が講じられるものに限る。また、民	5暗号:我が国の政府が用いるために作成 8密保護法の規定により行政機関が特定秘 民生用のものを除く。)】	めに作成された暗号 (外国の政府等から提供されたものにあって )が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する				-										1
			(3) 【緊急毒態への対処に係る部隊の機術】				E 8										3 (=)
	4 イ【テロリズムによる被害の発生者 しくは拡大の防止(以下にの号にお コンドーローゴンの略には	a 「テロリズムの防止のための 指置文はこれに関する計画若し くは研究のうち、以下に掲げる 事項に関するもの(bに掲げる ものを除く。)〕	(b) 【重要施設、要人等に対する器戒警備】														0
	がおいなった。 の指揮文はこれに関す は研究】		[   [ ポリン素なーシンチ4] (5)														0
無 中		b [テロリズムの防止のためにが は研究のうち、当該外国の政府等 するために講ずることとされる村	「テロリズムの防止のため」に外国の政府等と協力して実施する措置文化これに関する計画をしく 研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護 るために講することとされる措置に相当する指置が講じられるもの)														0
トンのこ アメが防 日本で カム土を		a【電波情報、画像情報その也情	画像情報その抽情報収集手収を用いて収集した情報(りに掲げるものを除く。)】				16 (1)									· ·	(1)
で西	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	<b>レ【外国の政府等から提供された</b> 政機関が特定秘密を保護するため る。)】	b (外国の政府等から提供された情報、世路外国の政府等において特定級密段開基の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講することとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)〕							6	E					·	(1) (1)
		c【a又はbを分析して得られた情報】	情報】														0
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 報源、実施状況又は能力】	: пальо	までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情		-						_						2
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号:我が国の は、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規 措置が講じられるものに限る。また、民生用のもの	音号: 我が国の政府が用いるため &密保護法の規定により行政機関 民生用のものを除く。) 】	政府が用いるために作成された暗号 (外国の政府等から提供されたものにあって 定により行政機関が特定秘密を保護するために請することとされる措置に相当する を除く。)】														0
		福		(1) 6	(6)	(1)	(4)	÷	-		32 (4) 43	(2)		(1) 36 (3) 36	(25) 399 ⟨20⟩ <b>▲</b> 1	21 (2)	(44) 702 <40> ▲1

# (資料26) 関連年表

○…参議院に関するもの ◇…政府に関するもの

	◇…姒桁に関するもの
年 月 日	事 項
平成25(2013)年	
12. 6	〇参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立
平成26(2014)年	
6. 20	〇参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審
	査会規程案が可決・成立
10. 14	◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定
12.10	
	◇特定秘密保護法施行令施行
	〇改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行
	◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置
平成27(2015)年	
3. 25	○参議院本会議において情報監視審査会委員8名を選任
	石井準一君(自民)、金子原二郎君(自民)、上月良祐君(自民)、末松信介君(自民)、
	大野元裕君(民主)、藤本祐司君(民主)、荒木清寛君(公明)、儀間光男君(維新)
3. 30	〇参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君(自民)を互選
6. 22	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決
	定し、国会に報告
9. 29	〇平成27年度参議院重要事項調査第1班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共
	和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査 (~10.7)
	   派遣議員:金子原二郎君(団長・自民)、石井準一君(自民)、上月良祐君(自民)、
	大野元裕君(民主)、藤本祐司君(民主)、荒木清寛君(公明)、
	儀間光男君(維新)
11. 26	○参議院情報監視審査会が委員派遣(内閣衛星情報センター(東京都))を実施
	(派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた)
12. 3	〇参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について、説明
	聴取・質疑を行う
12. 17	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の
	管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
平成28 (2016) 年	
1. 4	〇参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員
	2名を選任
	辞任:末松信介君(自民)、儀間光男君(維新)
	補欠:猪口邦子君(自民)、仁比聡平君(共産)
3. 30	〇参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出
4. 6	
4. 26	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決
	定し、国会に報告

7. 25 〇任期満了に伴い、情報監視審査会委員5名が欠員となる 任期満了の委員:猪口邦子君(自民)、金子原二郎君(自民)、大野元裕君(民進)、 藤本祐司君(民進)、荒木清寛君(公明) 8. 1 | 〇参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、欠員中の5名を併せ、新た に情報監視審査会委員8名を選任 辞任:石井準一君(自民)、上月良祐君(自民)、仁比聡平君(共産) 選任:猪口邦子君(自民)、金子原二郎君(自民)、上月良祐君(自民)、 長谷川岳君(自民)、大野元裕君(民進)、神本美恵子君(民進)、 石川博崇君(公明)、仁比聡平君(共産) ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君(自民)を互選 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う 9. 26 ○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 3名を選任 辞任:金子原二郎君(自民)、長谷川岳君(自民)、神本美恵子君(民進) 補欠:佐藤正久君(自民)、中曽根弘文君(自民)、石橋通宏君(民進) ○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君(自民)を互選 平成29(2017)年 5. 19 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決 定し、国会に報告 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の 管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 ○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出 6. 7 ○参議院本会議において、中曽根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告 ○議長において情報監視審査会委員2名の辞任を許可 辞任:上月良祐君(自民)、佐藤正久君(自民) ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の2名を併せ、新た 9. 28 に情報監視審査会委員3名を選任 辞任:石川博崇君(公明) 補欠:阿達雅志君(自民)、井原巧君(自民)、山本香苗君(公明) 平成30(2018)年 3. 15 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う 5. 11 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任 辞任:石橋通宏君(立憲) 補欠: 杉尾秀哉君(立憲) 5.18 │ ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決 定し、国会に報告 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の 6. 22 管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 10. 4 ○議長において情報監視審査会委員 1 名の辞任を許可 辞任:阿達雅志君(自民) 10.24 | 〇参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新た に情報監視審査会委員2名を選任 辞任:山本香苗君(公明) 補欠:江島潔君(自民)、谷合正明君(公明)

	12. 6	○参議院情報監視審査会が平成29年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出
	12. 10	〇参議院本会議において、中曽根会長が平成29年年次報告書の概要等について報告
	12. 10	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
平成31 (2019		◇内格川 独立公人音目 空血が定正の木の寺で1] グ
一一八八八〇〇〇	7) <del>1.</del> 1. 28	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員
	1. 20	1名を選任
		辞任:仁比聡平君(共産)
		補欠:石井章君(維希)
	2.14	
		質疑を行う
	3. 5	
令和元年		
1314751	6 6	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の
	0. 0	管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
	6. 7	
	0. 7	定し、国会に報告
	6. 19	
		聴取・質疑を行う
	7. 28	〇任期満了に伴い、情報監視審査会委員1名が欠員となる
		任期満了の委員:井原巧君(自民)
	8. 1	〇参議院本会議において情報監視審査会委員7名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新た
		に情報監視審査会委員8名を選任
		辞任:猪口邦子君(自民)、江島潔君(自民)、中曽根弘文君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、
		谷合正明君(公明)、大野元裕君(民主)、石井章君(維新)
		選任:猪口邦子君(自民)、江島潔君(自民)、中曽根弘文君(自民)、堀井巌君(自民)、
		杉尾秀哉君(立憲)、谷合正明君(公明)、大野元裕君(民主)、清水貴之君(維新)
	۰ .	○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君(自民)を互選
	8. 5	〇参議院本会議において大野元裕君(民主)の議員辞職が許可され、情報監視審査会委員1名
		が欠員となる。新たに情報監視審査会委員1名を選任 補欠: 浜口誠君(民主)
		作人: A.口ഡ石(C.土)
	9. 16	
		する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察
		(~9.21)
		派遣議員:中曽根弘文君(団長・自民)、猪口邦子君(自民)、江島潔君(自民)、 堀井巌君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、谷合正明君(公明)、
		城开敞石(自氏)、杉尾穷成石(立思)、谷百正明石(公明)、 浜口誠君(民主)、清水貴之君(維新)
	10. 4	
		1名を選任
		辞任:江島潔君(自民)
		補欠:磯崎仁彦君(自民)
	12. 4	〇参議院情報監視審査会が年次報告書(令和元年12月)を決定し、山東参議院議長に提出
	12. 6	○参議院本会議において、中曽根会長が年次報告書(令和元年12月)の概要等について報告
	12. 0	○◇昭州・一大田・12月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

12. 10	◇特定秘密保護法施行令の一部改正 ◇施行令の一部改正に伴い、政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関 し統一的な運用を図るための基準」を一部変更		
令和2(2020)年			
3. 12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う		
6. 5	○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う		
6. 16	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更		
6. 19	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の 管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告		
9. 16	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任 辞任:浜口誠君(民主) 補欠:難波奨二君(立憲)		
10. 26	<ul><li>○参議院本会議において情報監視審査会委員4名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員4名を選任</li><li>辞任:中曽根弘文君(自民)、杉尾秀哉君(立憲)、難波奨二君(立憲)、谷合正明君(公明)補欠:藤井基之君(自民)、古賀之士君(立憲)、石川博崇君(公明)、浜口誠君(民主)</li><li>○参議院情報監視審査会が会長に藤井基之君(自民)を互選</li></ul>		
11. 12	〇参議院情報監視審査会が年次報告書(令和2年11月)を決定し、山東参議院議長に提出		
11. 20	○参議院本会議において、藤井会長が年次報告書(令和2年11月)の概要等について報告 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正		
令和3(2021)年			
3. 26	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う		
6. 4	○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う		
6. 11	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更		
6. 24			
10. 4	○参議院本会議において情報監視審査会委員 1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任 辞任:清水貴之君(維新) 補欠:牧山ひろえ君(立憲)		
10.8	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任 辞任:磯崎仁彦君(自民) 補欠:こやり隆史君(自民)		

12.6 │ ○参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 2名を選任 辞任:藤井基之君(自民)、石川博崇君(公明) 補欠:水落敏栄君(自民)、浜田昌良君(公明) ○参議院情報監視審査会が会長に水落敏栄君(自民)を互選 12. 10 ○参議院情報監視審査会が年次報告書(令和3年12月)を決定し、山東参議院議長に提出 12.20 ○参議院本会議において、水落会長が年次報告書(令和3年12月)の概要等について報告 令和4(2022)年 ○参議院情報監視審査会が委員派遣(内閣衛星情報センター(東京都))を実施 2.8 (派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた) 3. 18 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正 3. 23 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う 6.3 ○参議院情報監視審査会が年次報告書(令和4年6月)を決定し、山東参議院議長に提出 6.7 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決 定し、国会に報告 ○参議院本会議において、水落会長が年次報告書(令和4年6月)の概要等について報告 6.8 6. 21 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の 管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 7. 25 〇任期満了に伴い、情報監視審査会委員6名が欠員となる 任期満了の委員:猪口邦子君(自民)、こやり隆史君(自民)、水落敏栄君(自民)、 古賀之士君(立憲)、浜田昌良君(公明)、浜口誠君(民主) ○参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、欠員中の6名を併せ、新た 8.3 に情報監視審査会委員8名を選任 辞任: 堀井巌君(自民)、牧山ひろえ君(立憲) 選任:猪口邦子君(自民)、上野通子君(自民)、こやり降史君(自民)、堀井巌君(自民)、 牧山ひろえ君(立憲)、石川博崇君(公明)、高木かおり君(維新)、浜口誠君(民主) ○参議院情報監視審査会が会長に猪口邦子君(自民)を互選 10.3 ○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任 辞任:猪口邦子君(自民) 補欠:有村治子君(自民) ○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君(自民)を互選 ◇防衛省が海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について公表 12, 26 令和5(2023)年 ○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改 2. 2 善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定 2. 21 ○参議院情報監視審査会が委員派遣(内閣衛星情報センター(東京都))を実施 (派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた) 3. 22 ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う ◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告 4.11 を受けて講じた措置に関する報告」を提出 ○参議院情報監視審査会が年次報告書(令和5年6月)を決定し、尾辻参議院議長に提出

6. 5	〇参議院本会議において、有村会長が年次報告書(令和5年6月)の概要等について報告				
6. 16	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決				
	定し、国会に報告				
6. 27	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の				
	管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告				
9. 12	◇特定秘密保護法施行令の一部改正				
9. 15	〇議長において情報監視審査会委員3名の辞任を許可				
	辞任:上野通子君(自民)、こやり隆史君(自民)、堀井巌君(自民)				
10. 20	○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の3名を併せ、新た				
	に情報監視審査会委員4名を選任				
	辞任:高木かおり君(維新)				
	補欠:石井正弘君(自民)、石田昌宏君(自民)、羽生田俊君(自民)、串田誠一君(維新)				
令和6(2024)年					
1. 25	〇議長において情報監視審査会委員1名の辞任を許可				
	辞任:石井正弘君(自民)				
1. 26	26 ○参議院本会議において新たに情報監視審査会委員1名を選任				
	補欠:宮崎雅夫君(自民)				
2. 20	0   ○参議院情報監視審査会が委員派遣(公安調査庁(東京都))を実施				
	(派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた)				
3. 12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う				
4. 26	◇防衛省が海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案について公表				

-	1	04	-
---	---	----	---

# 【関連条文】

○国会法(昭22法79)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	)7
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭22法225)(抄)・・・・・・・11	10
○参議院規則(昭和22年6月28日議決)(抄)・・・・・・・・11	12
○参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決、令和元年6月26日改正)・・・・・・11	13
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件(平成27年6月17日	
参議院情報監視審査会決定、令和2年5月29日改正)・・・・・・・・・・11	17
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日	
参議院情報監視審査会会長決定、平成30年12月6日改正、令和2年5月29日改正) · · · · 11	18
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件(平成27年6月17日	
参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正、令和2年5月29日改正) · · · · · 12	26
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領	
(平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正) · · · · · 12	26
○秘密保全の「申合せ」(平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意)・・・・・13	30
○不開示情報の「申合せ」(平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意)・・・ 13	31
○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ	
(平成29年8月31日参議院議院運営委員会理事会合意)13	31
○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への	
対応要領(平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定)・・・・・・・・13	32
○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱(平成30年12月6日	
参議院情報監視審査会会長決定、令和2年5月29日改正)・・・・・・・・・・13	34
○特定秘密の保護に関する法律(平25法108)(抄)・・・・・・・・・・13	37
○特定秘密の保護に関する法律施行令(平26政336)(抄) ・・・・・・・・・・ 14	44
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るため	
の基準(平成26年10月14日閣議決定、令和元年12月10日一部変更、令和2年6月16日	
一部変更、令和3年6月11日一部変更)(抄)	47
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平11法42)(抄)・・・・・・・・・・・15	55
○公文書等の管理に関する法律(平21法66)(抄) ・・・・・・・・・・・15	56

_	1	06	_
_	- 1	υU	_

## 〇国会法 (昭22法79) (抄)

第5章 委員会及び委員

- **第52条** 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。
- 2 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。
- 3 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。 第5章の2 参議院の調査会
- **第54条の4** 調査会については、第20条、第47条第1項、第2項及び第4項、第48条から第50条の2まで、第51条第1項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第2項並びに第124条の規定を準用する。
- 2 (略)

第6章 会議

- 第62条 各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。
- **第63条** 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、 これを公表しないことができる。

第7章 国務大臣等の出席等

- 第69条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を 補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。
- 2 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。
- 第70条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官 並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、 議長又は委員長に通告しなければならない。
- 第71条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。
- 第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。
- 2 最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委 員会に出席説明することができる。

第11章の4 情報監視審査会

- 第102条の13 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項(第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。
- 第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告 を受ける。
- 第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出(提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。)を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- 2 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条(国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。
- 3 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、 その特定秘密の提出をする必要がない。
- 4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定 秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を 要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の 提出をする必要がない。
- 5 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先 に求められた特定秘密の提出をしなければならない。
- 第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の 長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の 勧告をすることができる。
- 2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。
- 第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2(第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。
- **2** 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
- 3 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条(国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。
- 4 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。
- 5 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。
- 6 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない

場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

- 7 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は 委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。
- 第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価(情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。
- 第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- **第102条の20** 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を 準用する。
- 第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章 議院と国民及び官庁との関係

- 第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
- 2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。
- 3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告 又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求すること ができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を する必要がない。
- 4 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、 先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。
- 第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。
- 第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章 懲罰

#### 第121条 (略)

- **2** 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。
- 3 (略)

附 則(国会法等の一部を改正する法律)(平成26年法律第86号)

1・2 (略)

(検討)

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために 必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会 における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて 必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他 情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭22法225)(抄)

※ 便宜、項番号を付与した。

- 第1条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及 び証言又は書類の提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求められたときは、こ の法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。
- 第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員(国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。)である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。
- 2 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。
- 3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。
- 4 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。
- 第5条の2 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第1条の規定によりその内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)をした行政機関の長(同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。)が前条第2項の規定により理由を疎明して同条第1項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院(両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院)の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第1項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。
- **第5条の3** 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、 各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

- 2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提 出を求めたときは、その求めに応じなければならない。
- 3 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法(昭和22年法律第79号)第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第5条の3第2項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。
- 4 行政機関の長が第2項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、 その特定秘密の提出をする必要がない。
- 5 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定 秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を 要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の 提出をする必要がない。
- 6 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先 に求められた特定秘密の提出をしなければならない。
- 7 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第5条第1項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。
- 8 第4項から第6項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について 準用する。この場合において、第4項及び第5項中「行政機関の長は」とあるのは 「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第6項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定 秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものと する。
- 9 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若し くは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。
- 第5条の4 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 第5条の5 第1条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

## 〇参議院規則(昭和22年6月28日議決)(抄)

※ 便宜、項番号を付与した。

第7章 委員会

第1節 通則

**第37条** 委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を 得たときは、この限りでない。

#### 第38条 (略)

- **2** 委員の3分の1以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。
- 3 委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。
- 第42条の2 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。
- 第42条の3 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項 について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人 の出席を求め、その説明を聴く。
- 2 委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。
- 第43条 委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席 して、発言することができる。

第5節 特別委員会

- 第80条 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。
- 2 委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。
- 3 特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章 会議録

- 第156条 会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。
- **第157条** 国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において 必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。
- 第158条 発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後 5時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものと し、発言の趣旨を変更することができない。国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大 臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とす る。
- 2 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、 議長は、討論を用いないで、議院に諮りこれを決する。

第13章 国民及び官庁との関係

## 第180条の2 (略)

- 2 委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間 及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。
- 第181条 委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出 を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。
- 第181条の3 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧(視聴を含む。次項において同じ。)をすることができる。
- 2 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由が あると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その 閲覧をすることができる。

- 3 第1項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第1項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。
- 第186条 委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聴くことができる。
- 2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。 第17章 傍聴
- **第224条** 議長は、必要と認めたときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。
- **第225条** 銃器その他危険なものを持つている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。
- **第226条** 議長は、取締のため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。
- **第227条** 傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならない。
- 第228条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。
- 第229条 傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。
- **第230条** 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍 聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視 をしてその命令を執行させる。

第18章 懲罰

- 第234条 会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議 長は、これを懲罰委員会に付託する。
- 第236条 国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出(提示を含むものとする。 次項において同じ。)がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを 懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。
- 2 秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。
- 第237条 委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

## 〇参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決、令和元年6月26日改正)

(設置の趣旨)

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するものとする。

(委員数)

- 第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。 (委員)
- **第3条** 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任 にあるものとする。
- 2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

- 3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。
- 第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。
- 2 第17条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。
- **第5条** 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。
- 2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議 した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたこ とにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任され たものとする。
- **第6条** 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。 (会長)
- 第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。
- 2 参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。
- 第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を 代表する。
- **2** 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会 長の職務を行う。

(開会)

- **第9条** 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会する ことができる。
- 第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。
- 2 参議院規則第38条第2項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第3項の規 定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

(情報監視審査室)

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監 視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、 この限りでない。

(定足数)

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決 をすることができない。

(表決)

第13条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査)

- 第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。
- 2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め 又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知す るものとする。

(委員の発言)

- 第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。 (議長及び副議長の出席及び発言)
- 第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。 (審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)
- 第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
- **3** 第1項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第1項の規定を準用する。

(特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

- **第19条** 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。
- 2 参議院規則第180条の2第2項の規定は、委員の派遣について準用する。 (特定秘密の提出又は提示)
- 第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密 の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならな い。

(勧告)

- 第21条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行 おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。
- 2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

- 第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書 を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。
- 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は 審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することが できる。
- **3** 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

- 第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 (休憩及び散会)
- **第24条** 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、 休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

- 第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議 長に報告し処分を求める。
- 2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議 した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らし た者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければ ならない。
- 3 参議院規則第237条の規定は、前2項の懲罰事犯について準用する。 (傍聴)
- 第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。
- 2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴 を許すものとすることができる。
- 3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準 用する。

(特定秘密の保管)

第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

- 第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正 当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な 範囲で、その閲覧(視聴を含む。)をすることができる。
- 2 前項の規定は、第31条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

- 第29条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。
- 2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第1項の事務局に保存する。
- 3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その 他重要な事項を記載しなければならない。
- 4 会議録は、各議員には提供しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。
- 6 参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。
- 第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。
- 3 前項の規定は、次条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(事務局)

- 第31条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。
- 第32条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第33条 参議院規則第37条、第42条の2から第43条まで、第181条、第186条及び第234条 の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律(平成26年法律第86号)の施行の日から施行する。

附 則(令和元年6月26日)

この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

## 〇参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件(平成27年6月17日参議院 情報監視審査会決定、令和2年5月29日改正)

(趣旨)

- 第1条 本件は、参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法(昭和22年法律第79号)、参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決)及び国会職員法(昭和22年法律第85号)並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

(審査会に提出がされた特定秘密の保護措置)

- 第2条 審査会の会長(以下「会長」という。)は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
  - (1) 特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。)又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内でするもの
  - (2) 審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
  - (3) 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限
  - (4)審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育

- (5) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- (6) 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- (7) 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- (8)前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)第4条に規定する特定秘密文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。)の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- (9) 特定秘密の保護の状況の検査
- (10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における 焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
- (11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等 に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置

(議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置)

第3条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会 (会長が参議院議員であるものに限る。)に提出され、参議院情報監視審査会規程第27 条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例 によるものとする。

(会長への委任)

第4条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

本件は、平成27年6月17日から施行する。

附 則(令和2年5月29日)

本件は、令和2年5月29日から施行する。

## ○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日参議院情報監 視審査会会長決定、平成30年12月6日改正、令和2年5月29日改正)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 特定秘密の提出等(第5条-第12条)
- 第3章 提出特定秘密の取扱い
  - 第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備(第13条-第19条)
  - 第2節 特定秘密文書等の作成等(第20条・第21条)
  - 第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等(第22条-第28条)
  - 第4節 特定秘密文書等の保管等(第29条-第32条)
  - 第5節 検査(第33条)
  - 第6節 紛失時等の措置(第34条)
- 第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置(第35条)
- 第5章 補則(第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(特定秘密の保護に関する業務の管理)

- 第2条 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する業務は、審査会の会長(以下「会長」という。)の命を受けて、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が管理する。
- 2 事務局長は、その管理する特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員(これを「臨時代行職員」という。)を、審査会の事務局(以下「事務局」という。)の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

(職員の範囲の制限)

- 第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員(以下「特定秘密知得職員」という。)の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。
- 2 事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教育)

- 第4条 事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。
- 2 前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
- **3** 事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の提出等

(特定秘密の提出等の記録)

- 第5条 事務局長は、審査会が国会法(昭和22年法律第79号)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。)の規定により調査又は審査のため提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密(以下「提出特定秘密」という。)について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第15条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
- 2 提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。
- 3 提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

(特定秘密の表示等)

- 第6条 事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第2項第1号によ り特定秘密表示(特定秘密保護法施行令第4条に規定する特定秘密表示をいう。以下 同じ。)がされているものを除く。)に、特定秘密表示をするものとする。
- 2 特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める

ところによりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色(やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。)で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 3 特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。
- 4 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 5 第2項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は 国際機関(以下「外国の政府等」という。)との間の情報の保護に関する国際約束(第 34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。)に基づき提 供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方 法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の 性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既に されているときは、前項本文の規定による表示をすることを要しない。
- 7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

- 第7条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第7条第1項第2号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等(特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。
  - (2) 提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。
- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

- 第8条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第8条第1号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。
- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を 生じないよう配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

(指定の解除に伴う措置)

- 第9条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第10条第1項 第2号ロの規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があっ たときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、 指定解除表示をすること。
  - (2) 提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。
- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(特定秘密表示の抹消)

- 第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の特定秘密表示の抹消は、次の各号 に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。
  - (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重 線を付すことその他これに準ずる確実な方法
  - (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
  - (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定有効期間満了表示)

- 第11条 第7条第1項第1号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密 文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
  - (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍ら の見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘 密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
  - (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
  - (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の 傍らの見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包 装の外部)に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により 「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備

(立入制限)

- 第13条 事務局長は、審査会の管理区域(以下「管理区域」という。)内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。
- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入っては ならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるもの とする。

(機器持込制限)

- 第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器(携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。)の持込み(次項及び第3項において「機器持込み」という。)を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における 委員等関係者への対応要領(平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定)1 (2)に規定する委員等関係者(同対応要領2(2)に基づき会長が管理区域への入 場を許可した者に限る。)による機器持込みについて準用する。この場合において、同 項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「特定秘密 の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委 員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により 指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを 防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(衛視による措置の要請)

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2項及び前条第3項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

- 第16条 特定秘密文書等(電磁的記録を除く。)は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼 鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
- 2 特定秘密文書等(文書又は図画に限る。)が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体 (電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる 媒体又は機器(第19条第1項において「記憶媒体」という。)のうち、可搬型のものを いう。第18条第2項及び第4項において同じ。)については、その盗難、紛失等を防止 するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納すること その他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、

情報監視審査室から持ち出すことができない。

**4** 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(提出特定秘密の保護のための施設設備)

第17条 事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設 設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護す るために必要な措置を講ずるものとする。

(提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

- 第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。
- 2 事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する 電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、 情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。
- 4 特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

- 第19条 事務局長は、特定秘密文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。)、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊(以下「特定秘密文書等管理簿」という。)を備えるものとする。
- 2 事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条において同じ。)、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。
- 3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 特定秘密文書等の作成等

(特定秘密文書等の作成)

第20条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

- 第21条 事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。
  - (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示 (第6条第3項の 規定による記載をしている場合は当該記載) の傍らの見やすい箇所に、印刷、押 印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
  - (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映

像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

(閲覧の承認等)

- 第22条 参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決)第28条の規定により特定 秘密文書等の閲覧(視聴を含む。以下この条において同じ。)をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。
- 2 会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者から記名押印を得るなど閲覧の記録を残すものとする。
- 3 特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員(当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。)が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。
- 4 特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。 (返却の承認)
- 第23条 提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。 (運搬の方法)
- 第24条 提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。
- **2** 前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(返却の方法等)

- 第25条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者から記名押印を得るなど返却の記録を残すものとする。
- 2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 3 特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。 (文書及び図画の封かん等)
- 第26条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を 運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包 装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で 事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第27条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の接受)

**第28条** 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 特定秘密文書等の保管等

(特定秘密文書等の保管)

第29条 特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するも

のとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 2 事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。
- 3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。 (特定秘密文書等の取扱いの記録)
- 第30条 事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。
- 2 特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。 (廃棄)
- 第31条 特定秘密文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。
- 2 行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

- 第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。
- 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を 得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限 りでない。
- **3** 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局 長に報告するものとする。
- 4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。 第5節 検査
- 第33条 事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に 実施し、その結果を会長に報告するものとする。
- 2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況 を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 前2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

- 第34条 事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。
  - (1) 特定秘密知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。
  - (2) 特定秘密知得職員以外の職員 当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

- (3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。
- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切 に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該 措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条 行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 補則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則 (平成30年12月6日)

本件は、平成30年12月6日から施行する。

附 則(令和2年5月29日)

本件は、令和2年5月29日から施行する。

## 〇参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件(平成27年6月17日参議院情報監 視審査会決定、平成28年3月11日改正、令和2年5月29日改正)

(趣旨)

- 第1条 本件は、参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。
- 2 審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法(昭和22年法律第79号) 及び参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」とい う。)に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

(速記、校閲及び編集)

第2条 審査会の会議録(議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。)を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局(以下「事務局」という。)の職員が、情報監視審査室(以下「審査室」という。)において行わなければならない。

(会議の音声の録音)

第3条 事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録 音することができる。

(発言の取消し)

- 第4条 審査会の会長(以下「会長」という。)は、審査会における発言中に不穏当な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めたときは、審査会の委員、審査会において発言した者(以下「発言者」という。)及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。
- 3 前項の閲覧は、事務局の職員(当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。)が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿

の内容を転記させてはならない。

- 4 審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。
- 5 前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。 (発言の訂正)
- 第5条 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の 閲覧が可能となった日の翌日の午後5時までに、会長に、発言の訂正を求めることが できる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができな い。
- 2 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。
- 3 前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員(当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。)が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。(会議録の原本の作成)
- 第6条 審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。 (会議録への署名)
- 第7条 審査会規程第29条第2項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

(会議録の保存等)

- 第8条 審査会の会議録及び会議録データ(会議録の内容を記録したデータ(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。
- 2 前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出 してはならない。

(会議録関係文書等の保管、廃棄等)

- 第9条 審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。
- 2 前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音 データは、審査室の外に持ち出してはならない。
- 第10条 審査会規程第30条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員(当該会議録の閲覧を する者以外の事務局の職員に限る。)が立ち会った上で、審査室においてしなければな らない。

**3** 第1項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除 き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

(会議録の副本)

- 第10条の2 審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。
- 2 副本には、副本である旨を表示する。
- 3 審査会の会議録の原本に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。)である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。
- 4 副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。
- 5 副本(副本の会議録データを含む。)は、必要ないものと会長が認めたときは、事務 局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄す る。

(未定稿会議録)

- 第10条の3 審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録(審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。) 1 部を作成する。
- 2 未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。
- 3 未定稿会議録の閲覧については、第4条第2項及び第5条第2項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。
- 4 未定稿会議録(未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。)は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。
- 5 未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。 (特定秘密を含む会議録等の取扱い)
- 第11条 審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データ(以下この条において「審査会の会議録等」という。)が行政機関の長から審査会に提出され、又は提示された特定秘密を含む特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)第4条に規定する特定秘密文書等をいう。)である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件(平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定)に定めるところによる。

(傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等)

第12条 議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第1条第2項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

(会長への委任)

第13条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 本件は、平成27年6月17日から施行する。 (本件施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等)

2 第8条から第13条までの規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等にも適用する。

附 則 (平成28年3月11日)

(施行期日)

1 本件は、平成28年3月11日から施行する。 (本件施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等)

2 本件による改正後の参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件第10条の2 及び第10条の3の規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等 及び本件の施行の日において会議録の閲覧が可能となっていない審査会の未定稿会議 録の作成等にも適用する。

附 則(令和2年5月29日)

本件は、令和2年5月29日から施行する。

## 〇参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領 (平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正)

- 1 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)の会議録の中で特に秘密を要する ものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出(情報公開法上の不 開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限る。)を参考にするなど し、審査会の事務局(以下「事務局」という。)が案を作成するものとする。
- **2** 1により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。
  - (1) 確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。
  - (2)会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視 審査室で行うこと。
  - (3) 確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限って会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。
  - (4) 事務局は、確認を行った政府職員から署名押印を得るなど、該当部分について 政府側の確認があった旨の記録を作成すること。
- 3 会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で 決議したときは、1により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経 て、会長において決定するものとする。
- 4 この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

附則

この要領は、平成27年8月31日から実施する。

附 則 (平成28年3月11日)

この要領は、平成28年3月11日から実施する。

## ○秘密保全の「申合せ」(平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意)

- 1 会議の内容の非公表
  - (1) 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)の会長(以下「会長」という。)及び審査会の委員(以下「委員」という。)は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。
  - (2)会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。
  - (3)会長が会議の概要を公表するときは、(1)及び(2)に従って行わなければならない。

### 2 要保秘文書の取扱い

(1) 要保秘文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。

ア 審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書(特定秘密又は情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。)

イ 傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ

(2) 保管等

ア 要保秘文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域(以下「管理区域」 という。)内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、(1) イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。

イ アの保管場所の鍵は、審査会の事務局(以下「事務局」という。) において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。

(3) 閲覧

要保秘文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内((1) イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。)で行わなければならない。

(4)複製・転記の禁止

要保秘文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

(5) 廃棄

要保秘文書の廃棄は、当該要保秘文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

(6) 指定の解除

ア 会長は、(1)アの要保秘文書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘文書の指定を解除するものとする。

イ 委員は、理由を示して、会長がアによって(1)アの要保秘文書の指定を解除 するよう求めることができる。

## 3 参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る 情報を取り扱うものとする。

#### 4 事案発生時の対処

- (1) 要保秘文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他2(1) ア及びイに掲げる 情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告 し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。
- (2)(1)に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。
- ※ 1 会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に 沿った対応について要請するものとする。
  - 2 会長は、参議院情報監視審査会規程第4条第2項により宣誓を行った者が審 査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものと する。

## 〇不開示情報の「申合せ」(平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意)

- 1 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。)が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。
- 3 当該情報が内容に含まれる文書等(電磁的記録を含む。)の審査会における保管は、 審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

## 〇委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ(平成29 年8月31日参議院議院運営委員会理事会合意)

委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合には、以下の保全措置を講ずることとする。

- 一、当該委員会は情報監視審査会の協力を求め、情報監視審査室を使用し、出席する職員 についても情報監視審査会事務局職員が兼務することとする。
- 一、当該委員会室への携帯型情報通信・記録機器の持込みは禁止する。
- 一、当該委員会は秘密会とし、委員以外の議員の傍聴は認めないこととする。 なお、特に秘密を要する部分については、配付する会議録に掲載しない旨の決議を 行うものとする。
- 一、当該委員会は、決議その他の適当な方法により、提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを表明するものとする。
- 一、当該委員会に出席する委員が特定秘密に関する情報についてメモを取ることを禁止する。また、特定秘密に関する資料については、全て回収するものとする。

- 一、当該委員会出席者の名簿を作成し、入退室を記録する。
- 一、上記のほか、必要に応じてその他の情報監視審査会の協力を求める等、当該委員会は 追加的な保全措置を講ずることができる。

なお、当該委員会に出席する委員は、情報監視審査室の場所、仕様等について、他に 漏らさないものとする。

# 〇委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領(平成30年12月6日参議院情報監視審査会会長決定)

### 1 総則

### (1)目的

この要領は、情報監視審査室を使用して、委員会又は調査会(以下「委員会等」という。)が国会法(昭和22年法律第79号)第104条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により、その内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を含む報告又は記録の提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を受け又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条の規定により、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言若しくは特定秘密である情報を記録する書類の提出(以下「特定秘密の提出又は証言」という。)を受ける場合における、参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)の管理区域(以下「管理区域」という。)に入場する委員等関係者への対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (2)委員等関係者

この要領において、委員等関係者とは、次に掲げる者をいう。

- ア 委員会等の委員長等(委員長又は調査会長をいう。以下同じ。)及び委員
- イ 国務大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人、国会法第72条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により委員会等に出席説明をする者及び委員会等が出席を求めた政府参考人並びにこれらの者に随行する政府等の職員
- ウ 委員会等が出頭を求めた証人及びその補佐人
- エ 委員会等が出席を求めた参考人
- オ 委員会等の事務を行う職員
- カ その他委員長等が委員会等の運営上特に出席、随行又は陪席の必要があると認めた者

#### 2 委員長等による申請等

- (1)審査会の会長(以下「会長」という。)は、委員会等の委員長等より、当該委員会等が特定秘密の提出又は証言を受けるために情報監視審査室を使用したい旨の通知を受けた場合には、あらかじめ、当該委員長等に対し、次に掲げる事項を申請するよう求めるものとする。
  - ア 情報監視審査室を使用する日時及びその目的
  - イ 情報監視審査室に入室しようとする委員等関係者に係る次に掲げる事項
  - (ア)1(2)アに掲げる者については、その氏名、振り仮名及び所属会派
  - (イ) 1 (2) イに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日並びに性別

- (ウ) 1 (2) ウ、エ及びカに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日、性別、住所、使用している電話の番号並びに委員会等への出席又は管理区域への入場を要する理由
- (エ) 1 (2) 才に掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属及びその所属に おける地位
- ウ 委員会等が特定秘密の提出又は証言を受ける場合における当該特定秘密の保護の ために委員会等が講ずる措置の内容
- エ 審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼさないために委員会等が講ずる 措置の内容
- (2)会長は、(1)の申請の内容より、次に掲げる要件を満たすものと認めるときは、申請の対象となる委員会等による情報監視審査室の使用及び委員等関係者の管理区域への入場を許可し、その旨を(1)の申請を行った委員長等に対して通知するものとする。
  - ア (1)の申請に係る委員等関係者の情報監視審査室への入室が必要であること。
  - イ 委員会等が講ずる(1)エの措置が適切であること。
  - ウ その他審査会の調査又は審査及び管理区域の管理に支障がないこと。
- (3)会長は、(1)の申請の内容について、(2)アからウまでの要件の一部又は全部を満たさないおそれがあると認めるときは、(1)の申請を行った委員長等に対して、その旨を理由を付して通知するとともに、申請の内容を変更するよう求めるものとする。
- (4)会長は、(2)の許可に基づき管理区域に入場した委員等関係者について、審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼしていると認めるとき又は(2)アからウまでの要件の一部又は全部を満たさなくなったと認めるときは、当該委員等関係者の管理区域への入場に係る許可を取り消すものとする。

## 3 応接対応者の指定等

- (1)審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)は、委員等関係者について、審査会の事務局の職員のうちから、応接に適切な職員を応接対応者として指名しなければならない。応接対応者が複数の場合には、そのうちの1名を応接責任者として指名するものとする。
- (2) 応接対応者は、参議院情報監視審査会 I Cカード管理運用要領の規定により、委員 等関係者に対する臨時 I Cカードの貸与等に必要な事務を行うものとする。

## 4 特例

事務局長は、委員会等を開会する際の実情に応じて、この要領に規定するもののほか、必要な事項を委員等関係者に対し要請又は指示することができる。ただし、できる限り、この要領に準ずるものとする。

## 5 準用

委員会等の委員長等より、当該委員会等に提出され、審査会において保管されている特定秘密の閲覧、当該委員会等の会議録の作成その他これらに準ずることを目的として委員等関係者が情報監視審査室を使用したい旨の通知があった場合の対応については、この要領の例に準ずるものとする。

## 6 その他

この要領を実施するために必要な事項は、別に会長が定める。

附則

この要領は、平成30年12月6日から実施する。

## 〇委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱 (平成30年12月6日参議院情報 監視審査会会長決定、令和2年5月29日改正)

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等(第3条-第5条)

第2節 検査(第6条)

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置(第7条・第8条)

第3章 その他 (第9条-第11条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、委員会又は調査会(以下「委員会等」という。)が国会法(昭和22年法律第79号)の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。)の規定により審査又は調査のため提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)(以下「委員会等提出特定秘密」という。)であって、参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決)第27条の規定に基づき情報監視審査会(以下「審査会」という。)において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(委員会等提出特定秘密の保護に関する業務の管理)

- 第2条 委員会等提出特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長(以下「会長」という。)の命を受けて、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が管理する。
- 2 事務局長は、その管理する委員会等提出特定秘密文書等(特定秘密文書等(特定秘密 の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)第4条に規定する特定秘密文書等 をいう。)のうち、委員会等提出特定秘密に係るものをいう。以下同じ。)の保管及び これに伴う事務を行うものとする。
- 3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局(以下「事務局」という。)の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。第2章 委員会等提出特定秘密の取扱い

第1節 委員会等提出特定秘密文書等の保管等

(委員会等提出特定秘密文書等の保管)

- 第3条 委員会等提出特定秘密文書等(電磁的記録を除く。)は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
- 2 委員会等提出特定秘密文書等(文書又は図画に限る。)が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 委員会等提出特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可 搬記憶媒体(電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存するこ

とができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。)については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等(委員長又は調査会長をいう。以下同じ。)の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。
- 5 前各項の規定によることができない場合における委員会等提出特定秘密文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。
- 第4条 委員会等提出特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。
- 2 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、 委員会等提出特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要 な事項を記載し、又は記録する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿を作成するも のとする。
- 3 委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定。次条第1項において「審査会特定秘密保護要綱」という。)第29条第2項に規定する特定秘密文書等保管管理簿(次条第2項において「審査会特定秘密文書等保管管理簿」という。)の様式に準ずるものとする。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、委員会等提出特定秘密文書等の保管場所の細目について準用する。

(委員会等提出特定秘密文書等の分別管理等)

- 第5条 委員会等提出特定秘密文書等の保管に当たっては、委員会等提出特定秘密の適切な保護のため、審査会特定秘密保護要綱第5条第1項に規定する提出特定秘密に係る特定秘密文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等と分別して管理するものとする。
- 2 前条第2項の規定により作成する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿は、審査会 特定秘密文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密文書 等に係る委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとす る。

第2節 検査

- 第6条 事務局長は、委員会等提出特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。
- 2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出特定秘密 の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 前2項の検査においては、委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と 委員会等提出特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置 が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第1項 及び第2項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出特定秘密の提出を受けた 委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3節 緊急事態及び紛失時等における措置

(緊急事態に際しての廃棄)

- 第7条 委員会等提出特定秘密文書等の奪取その他委員会等提出特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該委員会等提出特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合においては、委員会等提出特定秘密文書等の廃棄後、速やかにそ の旨を事務局長に報告するものとする。
- 3 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出特定秘密 文書等の概要、委員会等提出特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がな いと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するもの とする。
- 4 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第1項の委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。 (紛失時等の措置)
- 第8条 事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出特定秘密文書等の紛失、委員会等提出特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。
  - (1) 事務局の職員 当該事故の内容を事務局長に報告すること。
  - (2) 事務局長 当該事故の内容を会長に報告すること。
- 2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に関係する委員会等の委員長等に報告するものとする。

第3章 その他

(特定秘密の保護措置への支障等を防ぐための措置)

- 第9条 事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる特定秘密の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出特定秘密の保護に関する業務(第7条及び第8条の措置を講ずる場合を除く。)を行うときには、当該委員会等提出特定秘密の漏えいを防ぐため、国会法第104条の3(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)、議院証言法第5条の5又は参議院規則第181条の3第3項において準用する同条第2項(同規則第80条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該委員会等提出特定秘密を利用し、又は知ることができるものとされ、若しくは閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

(準用等)

- 第10条 この要綱の規定は、委員会等が作成した特定秘密文書等のうち会長が指定した ものについて準用する。
- 2 委員会等がその審査又は調査において提出を受けた報告又は記録若しくは委員会等が 作成した文書その他これに類するもの(特定秘密文書等を除く。)のうち、不開示情報 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定 する不開示情報をいう。)を含むことその他の理由により当該委員会等の委員長等が秘

密保全を要するものと認めたもので、かつ、会長が指定したもの(次項において「委員会等要管理文書等」という。)の取扱いは、委員会等提出特定秘密文書等の取扱いに 準じて行うものとする。

- 3 前2項の会長による指定は、第1項の特定秘密文書等を作成した委員会等又は前項の 委員会等要管理文書等に関係する委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。 (補則)
- **第11条** この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等 提出特定秘密その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と 関係する委員会等の委員長等の協議を経て、会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。

附 則(令和2年5月29日)

本件は、令和2年5月29日から施行する。

## 〇特定秘密の保護に関する法律(平25法108)(抄)

第1章 総則

(定義)

- 第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
  - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に 置かれる機関
  - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)
  - 三 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の 政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
  - 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において 準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
  - 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政 令で定めるもの

六 会計検査院

第2章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

- 第3条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。)にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。
- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第5条を除き、以下単に「指定」という。)をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない 方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報 を化体する物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含 む。)をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。
- 3 (略)

(指定の有効期間及び解除)

- **第4条** 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない 範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 2 行政機関の長は、指定の有効期間(この項の規定により延長した有効期間を含む。) が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすと きは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延 長するものとする。
- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする 観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全 を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の 承認を得た場合(行政機関が会計検査院であるときを除く。)は、行政機関の長は、当 該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号 に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることがで きない
  - 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第1号において同じ。)
  - 二 現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府 又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
  - 三 情報収集活動の手法又は能力
  - 四 人的情報源に関する情報
  - 五 暗号
  - 六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報
  - 七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報
- 5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る 特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該 特定秘密を提示することができる。
- 6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等(同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。)の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等(同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない。
- 7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき は、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除す るものとする。

(特定秘密の保護措置)

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第

11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密(第7条第1項の 規定により提供するものを除く。)で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該 都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

#### 3 (略)

- 4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの(以下「適合事業者」という。)との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密(第8条第1項の規定により提供するものを除く。)を保有させることができる。
- 5 前項の契約には、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。
- 6 第4項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定 秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱 いの業務を行わせるものとする。

第3章 特定秘密の提供

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

- 第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する 事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必 要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができ る。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密に ついて指定をしているとき(当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政 機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の 長の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。
- 3 第1項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による 協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。
- 第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に 掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要がある と認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

#### 2・3 (略)

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第6条第1項の

規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。) は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

#### 2 · 3 (略)

第9条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき(当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

- 第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。
  - 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第4号までに掲げる場合を除く。)であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。
    - イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和22年法律第79号)第104条第1項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第1条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第2項(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

口(略)

二~四 (略)

2・3 (略)

第4章 特定秘密の取扱者の制限

- 第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価(第13条第1項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知があった日から5年を経過していないものに限る。)において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があった者を除く。)でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。
  - 一 行政機関の長
  - 二 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)
  - 三 内閣官房副長官
  - 四 内閣総理大臣補佐官
  - 五 副大臣

### 六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は 第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことがで きるものとして政令で定める者

第5章 適性評価

(行政機関の長による適性評価の実施)

- 第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。)を実施するものとする。
  - 一 当該行政機関の職員(当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。)又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約(次号において単に「契約」という。)に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者(当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)
  - 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
  - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を 行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該お それがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。)について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
  - 一 特定有害活動(公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。)及びテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。)との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)
  - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
  - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
  - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
  - 五 精神疾患に関する事項
  - 六 飲酒についての節度に関する事項

- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- **3** 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者 に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
  - 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
  - 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若し くは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
  - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

### 2~4 (略)

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

- 第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該 評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦 情の申出をすることができる。
- **2** 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。
- **3** 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

- **第15条** 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価 を実施するものとする。
  - 一 当該都道府県警察の職員(警察本部長を除く。次号において同じ。)として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者(当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)
  - 二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
  - 三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 前3条(第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。)の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な 運用を図るための基準を定めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の 安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等 に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求 めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適 性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならな い。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、 その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮 監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその 解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必 要があると認めるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密であ る情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに 適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

- 第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並び に適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。 (関係行政機関の協力)
- 第20条 関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。 第7章 罰則
- 第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。
- 2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定 秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを 漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円 以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定 秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とす る。
- 3 前2項の罪の未遂は、罰する。
- 4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。
- 第24条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- 3 前2項の規定は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用を妨げない。
- **第25条** 第23条第1項又は前条第1項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽

動した者は、5年以下の懲役に処する。

2 第23条第2項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、3年以下の懲役に処する。

附則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密(附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。)を除く。)」とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

(指定及び解除の適正の確保)

第9条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に 安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を 確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第10条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第3条、第5条-第9条関係) (略)<sup>1</sup>

#### 〇特定秘密の保護に関する法律施行令(平26政336)(抄)

第2章 特定秘密の指定等 第1節 特定秘密の指定 (法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長)

<sup>1</sup> 別表の概要は、資料25参照。

- 第2条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者 庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。 (指定に関する記録の作成)
- 第3条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準(以下「運用基準」という。)で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定(以下単に「指定」という。)及びその解除を適切に管理するための帳簿(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。)に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。
  - 一 指定をした年月日
  - 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
  - 三 指定に係る特定秘密の概要
  - 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
  - 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
  - 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用 基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

- 第4条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。)は、次の各号に掲げる特定秘密文書等(特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
  - 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
  - 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。
  - 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第1様式に従い、その見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

第2節 指定の有効期間及び解除

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

- **第7条** 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間(延長された場合にあっては、延長後の有効期間。以下同じ。)が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等(特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)について、特定秘密表示の抹消(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができ

る状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。)をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

- 二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。
  - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規 定による通知を受けた者
  - 口 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第 18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録する こと。

#### 2 (略)

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

- 第8条 行政機関の長は、法第4条第2項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の 有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
    - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規 定による通知を受けた者
    - 口 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第 18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
  - 二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第4条第4項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(指定の解除に伴う措置)

- 第10条 行政機関の長は、法第4条第7項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指 定解除表示をすること。
  - 二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。
    - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規 定による通知を受けた者
    - 口 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第 18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
  - 三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録 すること。

### 2 (略)

第3節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

- **第11条** 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。
  - 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる 者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 七 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄そ の他の取扱いの方法の制限
- 八 特定秘密の伝達 (特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第17条第 8号において同じ。)の方法の制限
- 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
- 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際 し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼 却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
- 十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止そ の他の措置
- 十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置
- 2 法第5条第1項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項 各号に掲げる措置を講ずることとする。
- 3 (略)

第3章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

- 第15条 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。
- 〇特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための 基準(平成26年10月14日閣議決定、令和元年12月10日一部変更、令和2年6月16日一 部変更、令和3年6月11日一部変更)(抄)
- Ⅱ 特定秘密の指定等
- 1 指定の要件

特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること(以下「別表該当性」という。)。
- ・ 公になっていない情報であること(以下「非公知性」という。)。
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘 匿することが必要である情報であること(以下「特段の秘匿の必要性」という。)。 行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件を満たすか否かを判断する に当たっての基準は以下のとおりとする。
- (1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもの

のみを特定秘密として指定する。

【別表第1号(防衛に関する事項)】2

(略)

【別表第2号(外交に関する事項)】

(略)

【別表第3号(特定有害活動の防止に関する事項)】

(略)

【別表第4号 (テロリズムの防止に関する事項)】

(略)

## (2) 非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

# (3) 特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方 針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が 講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困 難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著し く損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞 る

など我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより 行うものとする。

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

- ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を 漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものと すること。
- イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又 はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。
- ウ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。
- エ 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、特段の秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である。これを前提に、特定秘密に当たる情報が出現する前に、これを特定秘密に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。

## 3 指定手続

- (1) (略)
- (2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る

<sup>2</sup> 別表第1号から第4号の概要は、資料25参照。

情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由(以下「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述(以下「対象情報の記述」という。)は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(○○を含む。)」、「(○○を除く。)」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう記述するものとするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、1(1)に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする。なお、記載し、又は記録した事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。
- (6) (略)

# 4 指定の有効期間の設定

(1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、 特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案 し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるも のとする。

例えば、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間(毎年策定する計画の場合には2年等)
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数(3年等)
- 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、 当該国の指導者の任期(4年等)

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

- (2) 行政機関の長は、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。
- 5 指定に関する関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

## Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

- 1 指定の有効期間の満了及び延長
- (1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時 の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更 に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理 由を明らかにしておくものとする。指定した特定秘密について、当該指定の有効期間 が満了する時において、その一部が指定の要件を満たさなくなるときは、当該一部に ついては指定の有効期間を延長せず、残余部分については指定の有効期間を延長する ものとする。

以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密(外国の政府等から提供された ものを除く。)について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の 有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

- ア 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき
- イ 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき
- ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき
- エ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 これらのものを使用 しなくなったとき
- オ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき (2)・(3) (略)
- (4) 通じて30年を超えて延長する場合

特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。

- 2 指定の解除
- (1) 指定の理由の点検等
  - ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。
  - イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に 指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出 現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに 指定を解除するものとする。
- (2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至った ときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。 (3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工 し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとす る。

 $(4) \sim (6)$  (略)

- 3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政 文書で保存期間が満了したものの取扱い
- (1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

- (2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密
  - ア 行政機関の長は、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて 内閣の承認が得られなかったときは、特定秘密保護法第4条第6項の規定によ り、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、これを 国立公文書館等に移管する。
  - イ 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの(例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書)については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。
  - ウ 行政機関の長は、イの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える 特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に 指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄 することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特 に慎重に判断するものとする。
- V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等
- 1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力
- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に 認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除(以下単に 「特定秘密の指定及びその解除」という。)並びに適性評価の実施の適正を確保する ための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務 の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保 全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員 会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。
- (3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿(公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政

文書ファイル等をいう。 5 (1) ア(エ) 及び(オ) において同じ。) のうち特定秘密である情報を記録するもの(以下「特定行政文書ファイル等」という。) の管理の適正の確保に関する事務を行う。

- (4) (略)
- 3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・ 是正
- (1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正
  - ア 内閣府独立公文書管理監(内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。)は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準IからⅢまで(以下「特定秘密保護法等」という。)に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書(以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。)の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に 関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)を踏まえて各行政機 関の長が定める行政文書管理規則による。

- イ 内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、 特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をするこ とができる。
- ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密 の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従っ て行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当 該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該 特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独 立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知す るものとする。
- (2) (略)
- 4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報
- (1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者(以下「取扱業務者等」という。)が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、公表するものとする。

- (2) 通報の処理
  - ア 行政機関に対する通報
    - (7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘

密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

- (イ)・(ウ) (略)
- (エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。
- (オ) (略)
- (カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理 監に報告するものとする。
- イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報
  - (7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。
  - (4) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
    - a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当 の理由がある場合
    - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
    - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると 信ずるに足りる相当の理由がある場合
  - (ウ) (略)
  - (エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(イ) の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。
  - (オ) 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。
  - (カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(エ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。
  - (キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。
  - (1) 行政機関の長は、(1)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
  - (ケ) (略)
- (3) 通報者の保護等
  - ア 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。
  - イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者(通報者が適合事業者の従業者

である場合にあっては、当該適合事業者を含む。 ウ前段において同じ。) に対し、 通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不 利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是 正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとす る。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内 容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とす る。

エ (略)

- 5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告
- (1) 内閣総理大臣への報告等
  - ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
    - (ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数 (II 1 (1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)
    - (イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数
    - (ウ) 過去1年に指定を解除した件数
    - (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文 書館等に移管した件数
    - (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件 数
    - (カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
    - (キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数
    - (ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあっては、警察本部長が 実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)
    - (ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数
    - (3) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数
    - (サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
    - (シ) その他参考となる事項
  - イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関 の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができ る。
  - ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。
  - エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。
  - オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定 行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行 政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するも のとする。
- (2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

- (3) 国会への報告及び公表
  - ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除 並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。
  - イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。
- 6 その他の遵守すべき事項
- (1)~(3) (略)
- (4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。
- (5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和22年法律第79号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

#### VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用 の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行 うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

#### 〇行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平11法42)(抄)

第2章 行政文書の開示

(行政文書の開示義務)

- 第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号 に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
  - 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録 に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切 の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができ るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと なるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除 く。
    - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている 情報
    - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
    - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規 定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に 規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等 の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人 等情報公開法」という。)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同

- じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 一の二 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。) 又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の 当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると 認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼 関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれが あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることに つき相当の理由がある情報
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は 地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業 に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

# 〇公文書等の管理に関する法律(平21法66)(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

## 第2条 (略)

2 (略)

- 3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。
  - 一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館
  - 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
- 4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した 文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識 することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。第19条を除き、 以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機 関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として 発行されるもの
  - 二 特定歷史公文書等
  - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若 しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号 に掲げるものを除く。)
- 5 (略)
- 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書 をいう。
- 7 8 (略)

第2章 行政文書の管理 第2節 行政文書の整理等

(整理)

- 第5条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 行政機関の長は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。
- 5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあっては、延長後の

保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

- 第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。
- 2 (略)

(移管又は廃棄)

- 第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第4項、次条第3項、第10条第3項、 第30条及び第31条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、 その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間 及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 3 (略)
- 4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。